

2 管理執行通知等

(1) 参議院議員通常選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について(通知)

第200600154566号

平成19年1月17日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

このことについて、関係後援団体等に対して別添写しのとおり通知しましたので、御承知ください。

第200600154566号

平成19年1月17日

自由民主党鳥取県支部連合会 御中
社会民主党鳥取県連合 御中
日本共産党鳥取県委員会 御中
民主党鳥取県総支部連合会 御中
公明党鳥取県本部 御中
鳥取小泉あきお会 御中
中原爽鳥取県後援会 御中
鳥取県山田としお後援会 御中
鳥取県藤井基之薬剤師後援会 御中
石井みどり鳥取県後援会 御中
常田たかよし後援会 御中
鳥取県常田たかよし薬剤師後援会 御中
税理士による常田享詳後援会 御中
日本の未来をかたる会 御中
常田享詳 様
川上義博 様
市谷尚三 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

公職の候補者、公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画の掲示については、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第143条第16項から第19項の規定により規制が設けられておりますが、参議院議員通常選挙にあつては、同条第19項の規定により、任期満了の日の6月前の日から当該通常選挙の期日(以下「選挙期日」という。)までの間、規制が強化されます。

今回任期満了となる現任の参議院議員の任期満了は平成19年7月28日であります。したがって、その「任期満了の日の6月前の日」に当たる日とは1月28日であり、同日から当該選挙期日まで政治活動用文書図画の掲示について下記のとおり規制されますので、御留意ください。

記

- 1 平成19年7月28日に任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする者(現在、参議院議員の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。)の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)内に掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するものとみなされること。
- 2 公職の候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画を掲示する行為についても、上記1と同様であること。
- 3 次の文書図画を掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当しないものであること。
 - (1) 立札及び看板の類については、次に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り掲示されるもの。(縦横それぞれ

れ 150cm、40cm 以内で、県選挙管理委員会（中央選挙管理会）が交付する証票を貼り付けたものに限る。）

選挙の種類	立札及び看板の総数	
	公職の候補者等	後援団体
参議院比例代表選出議員	100 (12)	150 (18)
参議院選挙区選出議員	12	18

※（ ）内は、鳥取県の区域内に掲示できる数

- (2) 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中使用されるもの。
- (3) 法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により、選挙運動期間中に使用することができるもの。

(2) 参議院議員通常選挙における公職の候補者等及び後援団体に関する寄附の規制等について（通知）

第200700017013号

平成19年4月26日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

このことについて、関係後援団体に対して、別添写しのとおり通知しましたので、御承知ください。

第200700017013号

平成19年4月26日

政党の支部代表者 様

関係後援団体代表者 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の2及び第199条の5の規定により、参議院議員通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間は、寄附等の禁止が強化されます。

ついては、任期満了となる現任の参議院議員の任期満了日は7月28日でありますので、その「任期満了の日前90日に当たる日」は4月29日となり、同日から通常選挙の期日までの間は、公職の候補者等及び後援団体に関する寄附等に対する規制が下記のとおり強化されますので、御留意ください。

記

- 1 今回任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする者（現在、参議院議員の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）は、自己に係る後援団体に対し、寄附をしてはならないこと。ただし、資金管理団体に対する寄附は除かれること。
なお、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附についても禁止されるので留意すること。
- 2 公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をしてはならないこと。
- 3 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならないこと。

(3) 書簡文

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年7月28日の任期満了に伴う第21回参議院議員通常選挙は、現在開会中の国会日程から想定すると国会閉会の日から24日以後30日以内に執行（公示日想定7月5日、選挙期日想定7月22日）される（公職選挙法第32条）こととなります。

参議院通常選挙に関する留意事項については、おって正式に通知しますが、事前準備の都合上、当面の

予定等について下記の通りご連絡します。

貴職におかれましても、国政の情勢・動向に十分ご留意をいただくとともに、選挙事務執行体制の確立を図り、選挙の管理執行が円滑に行われますよう格別の御配慮をお願いします。

敬具

平成19年4月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長

各市町村選挙管理委員会委員長 様

記

1 参議院議員通常選挙の制度の周知

参議院議員通常選挙の選挙の名称及び投票方法は次のとおりであるので、選挙人に対して周知を図ること。

選挙の名称	投票の方法
参議院比例代表選出議員選挙 (略称：参議院比例代表選挙)	候補者氏名又は政党名を記入
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙 (略称：参議院選挙区選挙)	候補者個人名を記入

2 在外投票制度の改正

昨年の公職選挙法の一部改正により、従来は比例代表選挙に限定されていた在外投票について、選挙区選挙も対象となったことから、この新制度の周知徹底を図るとともに、管理執行に万全を期すること。

3 投票用紙の様式

投票用紙の様式は、次のとおり定める予定であるので、選挙人に周知すること。

区分	用紙の色	文字の色
参議院比例代表選出議員選挙	白色	赤色
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙	薄い黄色	黒色

なお、鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とすること。

4 選挙人名簿の登録

参議院議員通常選挙の選挙時登録の基準日等については、次のとおり定める予定であること。

(1) 被登録資格の決定の基準となる日（登録基準日）

公示日の前日

ただし、年齢については、選挙期日

(2) 登録を行う日（登録日）

公示日の前日

5 ポスター掲示場

(1) ポスター掲示場の区画数は、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙については、「6」と定める予定であること。

(2) ポスター掲示場を設置する予定の場所をあらかじめ実地調査し、設置することが実際に可能かどうか、その状況を的確に承知しておくこと。

(3) 業者の選定に当たっては、材料の仕入れ、ポスター掲示場の作成及び設置方法について状況を十分に承知させておくこと。

(4) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現に向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品等の循環型資材を使用する等廃棄物の抑制とリサイクルの推進を図ること。

(5) ポスター掲示場の体裁は、別途通知すること。

(6) ポスター掲示場の総数を法定数から減ずる場合は、別途通知するところにより県の選挙管理委員会との協議が必要であること。

6 直接請求又は解職請求等の署名の禁止

参議院議員の任期が平成19年7月28日に満了になることに伴い、平成19年5月29日から参議院議員通常選挙の期日までの間、鳥取県の区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職等の請求のための

署名を求めることができなくなること。

7 郵便等による在外投票の投票用紙等の交付

参議院議員の任期が平成19年7月28日に満了になることに伴い、郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒の請求をした在外選挙人に対し、平成19年5月29日以後直ちにこれらを発送しなければならないこととなること。

8 執行経費の取扱い

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）における選挙執行経費については、平成19年4月11日付第200700009897号で通知したとおり、3月31日付けで改正法が施行となったことに留意し、条例の規定の整理等について、適切に処理されたいこと。

9 その他

(1) 無効投票を少なくするため、投票用紙の交付及び投票記載台を比例代表選挙と選挙区選挙で区分し、投票方法について有権者に十分周知しておくとともに、投票箱の確保についても配慮しておくこと。

(2) 当面の会議等の日程（予定）は次のとおりであること。

会 議 等 名	日 時	場 所
投開票オンラインシステム市町村説明会	5月21日（月）午後1時30分	県庁講堂
市町村選管委員長・書記長会議	6月 4日（月）午後1時30分	県庁講堂
明るい参議院議員選挙推進大会	6月11日（月）午後1時30分	倉吉市内予定
市町村選挙事務（管理執行）担当者会議	6月21日（木）午後1時30分	県庁講堂

(4) 在外投票に係る物品等の配布について（通知）

第200700024618号

平成19年5月8日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第21回参議院議員通常選挙に係る在外投票用紙等については、郵便による在外投票の投票用紙等の請求があった在外選挙人に対して、参議院議員の任期満了の日前6.0日に当たる日、つまり平成19年5月29日（火）より交付することとなっております。

在外投票については、国が郵便投票に用いる投票用紙等の必要物品を作成し、県選挙管理委員会を通して各市町村選挙管理委員会に配布されることとなっております。

本県においては、別紙1のとおり配布する予定ですので、投票用紙等の保管にご留意いただくとともに、受領の上は、別紙2に必要事項を記入の上、送付いただきますようお願いします。

なお、公職選挙法の一部改正により、従来は比例代表選出議員選挙に限られていた在外投票が、選挙区選出議員選挙においても可能となったことに伴い、新たに配布する物品も追加されていますのでご注意ください。

また、今回配布のない団体においても、新たに在外選挙人名簿への登録があるなど投票用紙等の配布が必要となる場合があるので、投票用紙等の交付手続の準備についてご留意願います。

記

1 配布物品の種類及び数量

別紙1「在外投票物品配布一覧表」のとおり

2 配布方法

平成19年5月28日（月）までに各市町村選挙管理委員会宛て郵送（書留施行）

3 その他

このたび配布する投票用紙は、郵便による在外投票のみに使用されることとなりますのでご注意ください。

別紙1

在外投票物品配布一覧表

市町村	名 配 数	一般投票用紙		封筒類 (郵便投票用)						郵便等投票の仕方
		選挙区	比例代表	選挙区	比例代表	選挙区	比例代表	投票用紙等交付用封筒	投票用紙等交付用封筒	
鳥取市	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
米子市	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
倉吉市	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
境港市	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
岩美町	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
若桜町	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
智頭町	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
八頭町	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
三朝町	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
湯梨浜町	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
琴浦町	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
北栄町	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
日吉津村	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
大山町	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
南部町	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
伯耆町	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
日南町	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
日野町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
江府町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合 計	275	277	277	277	277	277	277	277	277	277
総務省配布数		300	300	300	300	300	300	300	300	300
県保留分		23	23	23	23	23	23	23	23	23

※名簿登録者数は、平成19年3月3日現在のデータ

別紙2

投票用紙等交付請求書兼受領書 (市町村分)

第21回参議院議員通常選挙において、各市(町村)における在外投票に必要な投票用紙等の物資について、下記のとおり請求します。

記

種 類	数 量
一般投票用紙 ((小) 選挙区)	
一般投票用紙 (比例代表)	
投票用内封筒 ((小) 選挙区)	
投票用内封筒 (比例代表)	
投票用外封筒 (郵便等投票用) ((小) 選挙区)	
投票用外封筒 (郵便等投票用) (比例代表)	
投票用紙等交付用封筒	
投票の送付用封筒	
郵便等投票の仕方について	

上記のとおり受領いたしました。

平成 年 月 日

選挙管理委員会委員長

(氏名) 印

総務大臣 } 殿
鳥取県 選挙管理委員会委員長

(5) 参議院議員通常選挙における便宜供与について (通知)

第200700024299号

平成19年5月8日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

(公 印 省 略)

このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたので、お知らせします。

第200700024299号

平成19年5月8日

各市町村長 様

各市町村教育委員会委員長 様

鳥取県各部 (局) 長 様

鳥取県企業局長 様

鳥取県病院局長 様

鳥取県教育委員会教育長 様

鳥取県警察本部長 様

中国財務局鳥取財務事務所長 様

近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長 様

中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 様

中国地方整備局倉吉河川国道事務所長 様

西日本旅客鉄道株式会社米子支社長 様

智頭急行株式会社代表取締役社長 様

若桜鉄道株式会社代表取締役社長 様

西日本電信電話株式会社鳥取支店長 様

鳥取中央郵便局長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、任期満了に伴う第21回参議院議員通常選挙の執行が近く予定されているところであります。

については、この選挙の執行に当たりまして、下記事項について、市町村の選挙管理委員会 (以下「市町村委

員会」という。)及び候補者から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者等を含む。)に対しても、この旨ご指導をいただきますよう併せてお願いします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来すことがないようにお願いします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、参議院議員通常選挙のうち鳥取県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)の各候補者の人物などを有権者に周知させるため、法第144条の2の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされておりますが、その設置場所の確保については、従来、苦慮しているところであります。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会

選挙区選挙の候補者及び比例代表選出議員選挙の参議院名簿に記載されている候補者は、自己の政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館をいう。)及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設(以下「公営施設」という。)を使用して個人演説会を開催することができることとされております。

ついては、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるよう御配慮をお願いします。

なお、公営施設を使用して個人演説会ができる期間は、選挙期日の公示日の翌々日から選挙期日の前日までとなっておりますが、開催申出は公示日からできることとなっており、開催しようとする日の2日前までに申し込むこととなっております。

おって、公営施設の管理者が、自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者等の第三者であるときは、市町村委員会と調整の上、当該指定管理者等に対し、個人演説会開催に係る手続の周知等を行なっていただきますようお願いいたします。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会は上記3の公営施設以外の施設を利用して開催することもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体又は日本郵政公社の所有し又は管理する建物あるいは病院、診療所その他療養施設など特定の建物・施設を使用することはできないとされていますので、ご注意ください。

また、これらの建物のほか、汽車、電車、バス、船舶、停車場等でも、選挙運動のための演説及び連呼行為は禁止されていますので、これについてもご留意願います。

(6) ポスター掲示場減数協議書の提出について(通知)

第200700024860号

平成19年5月9日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の第21回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場(参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係るもの)の総数を減じる場合は県選挙管理委員会と協議を行うこととされています。

ついては、ポスター掲示場の減数を行おうとする市町村は、減数協議書を下記の要領により提出してください。

なお、減数を行わない市町村については、その旨及び算定した法定設置数を報告していただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限 平成19年5月25日(金)

2 ポスター掲示場減数協議書(様式は別紙1のとおり)

鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)別記第5号様式の2により作成することとし、減数協議書と設置計画表とは別葉とすること。

なお、ポスター掲示場の法定設置数の算定に用いる選挙人名簿登録者数は、平成19年3月2日現在の定時登録の数によること。

3 ポスター掲示場の体裁等

ポスター掲示場の区画数については、「6」とされる予定であり、その体裁は、別紙2に準拠することとされる予定であるので、設置場所を決定するに当たっては、設置場所をあらかじめ実地に調査し、設置することが実際に可能かどうかその状況を的確に把握した上で決定すること。

(別紙1)

ポスター掲示場減数協議書

近く執行予定の第21回参議院議員通常選挙において、公選法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により次のとおり減じたいので、関係書類を添えて協議します。

平成 年 月 日

(市町村)選挙管理委員会委員長 氏 名

鳥取県選挙管理委員会委員長 須山 修次 様

記

1 ポスター掲示場の法定総数 箇所

2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所

3 設置するポスター掲示場の総数 箇所

添付書類(上記協議書とは別表とすること)

ポスター掲示場設置計画表							
選挙区名	選挙人名簿登録者数	投票区の数	法定の設置数(A)	減数(B)	減数後の数(C=A-B)	投票区の数	ポスター掲示場の総数
区画数	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画
計							

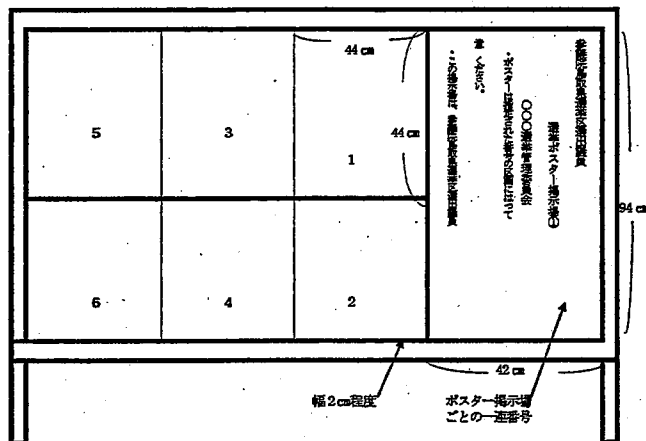
備考

1 「選挙人名簿登録者数」は、平成19年3月2日現在の定時登録の数によること。

2 「投票区」は、平成19年4月30日現在の住民基本台帳人口によること。

3 住宅地、商業地、山林、牧場の区画が指定された地域に、投票区の区画及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したもの添付すること。

(別紙2) ポスター掲示場の体裁



(注意)

- (1) 選挙区は、「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙」すること。
- (2) 区画番号は、一連番号とすること(上記番号のとおり)。
- (3) 見出し、注意事項及びポスター掲示場ごとの一連番号は、必ず区画の右側に付けること。
- (4) 1区画の大きさは、44cm×44cmとし、この大きさの外側に幅2cm程度の区画線をつけること。

(7) 第21回参議院議員通常選挙における各種報告等について(通知)

第200700027493号

平成19年5月21日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公印省略)

近く執行予定の参議院議員通常選挙における各種の報告等については、下記によることとしますので、報告等に当たっては遺漏のないようにお願いします。

なお、本通知は、公示日を7月5日(木)、選挙期日を7月22日(日)と想定して作成したものであり、選挙期日等が他の日にずれた場合には、その日数に応じて事務日程等を読み替えて事務処理に当たっていただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりであること。

- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等により、その方法が異なるので注意すること。

別紙一覧表					
参議院議員通常選挙における各種報告等一覧表					
報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備 考
ポスター掲示場減数協議	別途通知 (5月25日)	文 書	別途通知するところによること。		
ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面	6月11日	文 書	6部	様式第1号	ポスター掲示場設置要領を参照すること。
個人演説会等施設指定	6月15日	文 書	1部	様式第2号	追加指定等がある場合のみであること。 報告期限より早めに報告すること。
選挙人名簿登録者数	7月 4日	ファクシミリ	—	様式第3号	9時30分までに次の番号へファクシミリで送信すること。 0857-26-8129
在外選挙人名簿登録者数	7月 5日	ファクシミリ	—	様式第3号の2	報告後の異動は、選挙当日有権者数の報告で行うこと。
(期日前)投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出	7月 5日	文 書	1部	様式第4号	恒常承認・届出済のものも含め繰上げ・繰下げを行うもの全てについて届出すること。 (期日前投票所は2ヶ所以上設ける場合のみ)
選挙当日有権者数及び選挙当日在外有権者数	7月21日	ファクシミリ	—	様式第5号 様式第5号の2	9時30分までに送信すること。 報告後の異動は、直ちにその報告訂正をすること。
速報投票区投票速報	7月22日	電 話	それぞれ別途通知するところによること。		
投開票速報	7月22日	オンライン等			
開票録	7月23日	持 参			
期日前投票の中間状況	別途通知	ファクシミリ			
年齢別投票者数	別途通知	電子メール			
時間別投票者数(投票所、期日前投票所)	別途通知	電子メール			
確定報告書	別途通知	電子メール			

様式第1号

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

〇〇選挙管理委員会

投票区名	一連番号	ポスター掲示場の設置場所	
		所在地	設置位置の表示

- (注) 1 A4判の大きさで左綴じとすること。
- 2 A4判の大きさであれば、ポスター掲示場の設置場所の告示の余部を用いて作成して差し支えないこと。
- 3 一連番号は、ポスター掲示場の設置告示の一連番号と一致するものであること。

様式第2号

個人演説会等会場指定報告書

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により報告します。

平成19年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 須山 修次 様

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	収容人員	備考

様式第3号

参議院議員通常選挙選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

平成19年7月11日現在(単位:人)

区 分	定時登録日 (19. 6. 2) 現在における名簿 登録者総数 (A)	(A)の登録に係る 補正登録者数 (B)	選挙時登録者数 (C)	(C)の登録に係る 補正登録者数 (D)	随時抹消者数 (E)	今回選挙時登録者 数(19. 7. 11) (F)	今回選挙時登録日(19. 7. 11) 現在における名簿登録者総数 $A+B+C+D-E+F$ (G)	備 考
男								
女								
計								

(注) 1 「選挙時登録者数(C)」は定時登録日(19. 6. 2)から、今回選挙時登録日(19. 7. 11)までの間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数を記入すること。

2 「随時抹消者数(E)」は定時登録日(19. 6. 2)から今回選挙時登録日(19. 7. 11)までの間に選挙人名簿から抹消した者の数を記入すること。

3 「今回選挙時登録者数(F)」は、7月11日現在において登録の資格を有する者で、7月11日に登録された者の数を記入すること。

4 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。

5 在外選挙人名簿登録者数は含まないものであること。

6 7月11日午前9時30分までにファクシミリで報告すること

様式第3号の2

参議院議員通常選挙在外選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

平成19年7月12日現在(単位:人)

区分	前回総覧時(19.6.3)の登録者 (A)	前回総覧時以降に登録された者の数 (B)	前回総覧時以降に抹消された者の数 (C)	今回総覧時(19.7.12)の登録者数 A+B-C (D)
男				
女				
計				

- (注) 1 総覧時の登録者数とは総覧開始の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数をいう。
 2 「前回総覧時以降に登録された者の数(B)」欄には、前回総覧時から今回総覧時までの間に在外選挙人名簿に登録された者の数を記入すること。
 3 「前回総覧時以降に抹消された者の数(C)」欄には、前回総覧時から今回総覧時までの間に在外選挙人名簿から抹消された者の数を記入すること。

様式第4号

投票所開閉時刻繰上げ・繰下げ届出書

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙において、次のとおり投票所開閉時刻の繰上げ(繰下げ)をすることとしたので届け出ます。

平成19年7月12日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 須山 修次 様

投票区の名称	開・閉の別	繰上げ等の時間	恒久・今回限りの別	備考

(注) 備考欄には、従前の繰上げ・繰下げの状況を記載すること。

様式第5号

参議院議員通常選挙当日選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

平成19年7月28日現在

区 分	選挙時登録日 (19.7.11) 現在登録者数 (A)	選挙時登録に係る 補正登録者数 (B)	随時抹消者数 (C)	選挙当日登録者数 (19.7.29) A+B-C (D)	選挙当日有権者数 (19.7.29) (E)	備 考
男						
女						
計						

- (注) 1 7月28日午前9時30分までにファクシミリで報告すること。
 2 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由(失権)も報告すること。
 3 (E)欄には「転出」の表示がなされている者も含まれること。
 4 報告後数値に異動が生じた場合は、直ちにその数を報告すること。

参議院議員通常選挙当日在外選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

平成19年7月28日現在(単位:人)

区分	直近総覧時(19.7.12)の登録者数 (A)	総覧時以降に抹消された者の数 (B)	選挙当日登録者数 A-B (C)	選挙当日有権者数 (D)	備考
男					
女					
計					

(注) 1 (C)と(D)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由も報告すること。

2 報告後数値に異動が生じた場合は、直ちにその数を報告すること。

3 (D)欄には、在外選挙人名簿に「住民票作成」の表示がなされている者(日本に帰国し、国内の市町村において新たに住民票作成された日後4ヶ月を経過しない者。したがって、今回の選挙でこの表示がなされている者は、平成19年3月29日以後に住民票が作成された者である。)も含まれること

(8) 参議院議員通常選挙における警察本部との打合せ事項

平成19年5月29日(火)

鳥取県選挙管理委員会

鳥取県警察本部

1 文書図画の措置

(1) 選挙運動用文書図画

ア 公示前に掲示されている文書図画の措置

(ア) 参議院議員通常選挙(以下「参議院選挙」という。)の公示前における公職選挙法(以下「法」という。)第147条の撤去命令の対象となる文書図画(以下「公示前の違反文書図画」という。)については、原則として鳥取県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)において、当該公示前の違反文書図画の掲示責任者(掲示責任者が記載されていないものについては、当該公示前の違反文書図画の表示に係る者又は団体の代表者)に撤去命令を発するものとする。

(イ) (ア)の公示前の違反文書図画の掲示事実の発見は、原則として警察機関において行うものとし、掲示事実を発見したときは、鳥取県警察本部(以下「警察本部」という。)から県委員会に通知するものとする。

(ウ) 県委員会は、(ア)の撤去命令を発したときは、その旨を警察本部に通知するものとする。

イ 公示後に掲示されている文書図画の措置

(ア) 参議院選挙の公示後における法第147条の撤去命令の対象となる文書図画(以下「公示後の違反文書図画」という。)の撤去命令は、原則として市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)が発するものとする。

(イ) (ア)の公示後の違反文書図画の掲示事実の発見は、原則として警察機関において行うものとし、掲示事実を発見したときは、当該市町村委員会に通知するものとする。

(ウ) 市町村委員会は、(ア)の撤去命令を発するに際して必要があるときは、県委員会の指示を受けるものとする。

(エ) 県委員会は、(ウ)の指示を行うに際して必要があるときは、警察本部と協議するものとする。

(オ) 公示後の違反文書図画の撤去命令には、撤去すべき旨を記載するものとし、命令の相手方は、掲示責任者が記載してあるものについては当該掲示責任者とし、それ以外のものについては当該公示後の違反文書図画の表示に係る候補者又は団体の代表者とするものとする。

(カ) 市町村委員会は、撤去命令を発したときは、当該撤去命令の写しを直ちに所轄の警察署に1部、県委員

会に2部送付するものとし、県委員会は、そのうち1部を警察本部に送付するものとする。

(2) 政治活動用文書図画

ア 公示前に掲示されている政治活動用文書図画等の措置

参議院選挙の公示前に掲示された政治活動用文書図画で法第201条の11第11項により撤去命令の対象となるものの公示前の措置については、県委員会において当該政治活動用文書図画の掲示責任者（掲示責任者が記載されていないものについては、当該政治活動用文書図画の表示に係る者又は団体の代表者）に撤去命令を発するものとする。

公示前に掲示された政治活動用ポスターでその公示後は法201条の14第2項により撤去命令の対象となるものの公示後の措置についても、同様とする。

イ 公示後に掲示されている政治活動用文書図画等の措置

参議院選挙の公示後に掲示された政治活動用文書図画及び公示後に掲示された政治活動用ポスターで法第201条の11第11項により撤去命令の対象となるものの公示後の措置については、前記1（1）イの例による。

ウ 選挙運動か政治活動かが明確でない文書図画の取扱い

選挙運動用か政治活動用かが明確でない文書図画及びポスターについては、警察本部と県委員会とが協議するものとする。

2 政党その他の政治団体

- (1) 県委員会は、法第201条の6第4項の規定により総務大臣から確認書を交付した政党その他の政治団体（確認団体）の通知を受けたときは、警察本部にその旨を通報するとともに、通知の写しを送付するものとする。
- (2) 県委員会は、法第201条の11第2項の規定により、政談演説会の開催の届出を受理したときは、その届出書の写しを警察本部に送付するものとする。
- (3) 県委員会は、法第201条の4第2項の規定により、政党その他の政治団体（推薦団体）に確認書を交付した場合は、その写しを警察本部に送付するものとする。
- (4) 県委員会は、法第201条の4第9項の規定により、推薦演説会周知用ポスターについて検印をしたときは、そのポスターの見本を警察本部に送付するものとする。

3 投票所及び開票所の秩序保持

市町村委員会は、投票所（期日前投票所を含む）及び開票所の場所が定まり次第、各所轄警察機関に対して文書で警戒要請を行うこととする。

警察機関は、選挙の当日は所要の警備体制を整え、投票管理者及び開票管理者から要請があれば直ちに対処できるようにするものとする。

4 その他

- (1) 県委員会は、候補者の届出、選挙事務所の設置及び異動の届出、出納責任者の選任及び異動の届出並びに報酬を支給することができる者の届出があったときは、その写しを警察本部に送付するものとする。
- (2) 県委員会は、候補者から選挙運動用ビラの届出があったときは、その見本と交付した証紙の見本を警察本部に送付するものとする。
- (3) 警察署に対し候補者から選挙公営物資の紛失届があったときは、警察本部は、その旨を県委員会に通知するものとする。

また、県委員会は、選挙公営物資を再交付したときは、その旨を警察本部に通知するものとする。

違反文書図画

1 選挙運動用文書図画に関する事項

撤去命令の 根拠条文	違反する規定		内 容
	条	項	
147条第1号	143	1	本項の各号に該当するもの以外の文書図画
		2	本項の規定により、第1項の禁止行為に該当するものとみなされるもの
		3	ポスター掲示場以外の場所に掲示されたポスター又は2枚以上掲示されたポスター
		7	制限枚数を超える選挙事務所を表示するポスター、立札及び看板の類
		8	制限枚数を超える個人演説会場外のポスター、立札及び看板の類（比例のみ）
		9	制限規格を超えるポスター、立札及び看板の類
		10	制限数量又は制限規格を超えるちょうちんの類
		11	制限規格を超える個人演説会告知用ポスター
		13	掲示責任者の氏名及び住所の記載のない個人演説会告知用ポスター
		16	公職の候補者等又は後援団体の政治活動用文書図画で、本項に規定するものの以外の掲示として第1項の禁止行為に該当するものとみなされるもの
		(19)	第16項第2号に規定する一定期間（任期満了6月前から当該通常選挙の期日までの間、以下同じ。）内に掲示されるもの
		17	制限規格を超え、又は県の委員会の定める証票のない立札及び看板の類
		18	第16項第2号に規定するポスターで掲示責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所の記載のないもの
	144 (①、②は 比例のみ)	1	制限枚数を超えるポスター
		2	検印を受けていない、又は証紙をはってないポスター
		4	制限規格を超えるポスター
		5	掲示責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所の記載のないポスター。参議院名簿登載者にあっては、これにあわせて政党等の名称の記載のないポスター
	164の2 (選挙区のみ)	2	個人演説会等の会場で設置すべき立札及び看板の類で、規格制限に違反し、又は県の委員会の定める表示のないもの
		4	個人演説会等の会場外における本条第2項に定めるものの以外の文書図画
147条第2号	143	16 19	公職の候補者等となる前に掲示された文書図画又は一定期間前若しくは一定期間中に掲示されたポスターで、一定期間中に、第16項に規定するものの以外の掲示として、第1項の禁止行為に該当するものとみなされることとなったもの
147条第3号	143の2	—	撤去義務に反して撤去されていないポスター、立札及び看板の類
147条第4号	145	1・2	掲示することができる場所以外に掲示されたポスター
	164の2	5	掲示することができる場所以外に掲示された立札及び看板の類
147条第5号	146	1・2	禁止を免れる行為として掲示する文書図画

2 政治活動用文書図画の規制

撤去命令の 根拠条文	違反する規定		内 容
	条	項	
201条の11 第11項	201の6	1	確認団体でない政党その他の政治活動を行う団体のポスター、立札及び看板の類
		1(四)	制限規格又は制限数量を超えるポスター
		1(五)	目的に違反し、又は制限数量を超える立札及び看板の類
		2	特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載したポスター
		4	総務大臣の検印または証紙のないポスター
	201の11	5	政党その他の政治団体の名称並びに掲示責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所の記載のないポスター
		6	制限箇所等に掲示されるポスター、立札及び看板の類
		7	選挙期日後、撤去をおこなわないポスター
		8	県の選挙管理委員会の定める表示板のない政談演説会告知用の立札及び看板の類
		9	掲示責任者の氏名及び住所を記載していない政談演説会告知用の立札及び看板の類
	201の13	10	撤去義務に反して撤去されていないポスター、立札及び看板の類
201条の14 第2項	201の14	1(二)	特定の候補者の氏名又はその氏名が類推できる事項を記載した文書図画
		1	政党その他の政治活動を行う団体が使用する政治活動用ポスターで、それに氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったにもかかわらず、公示日後に掲示されているもの

(9) 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公営の単価等について（通知）

事務連絡

平成19年6月1日

各立候補予定者 様

鳥取県選挙管理委員会事務局

近く執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公営の単価等並びに投票所及びポスター掲示場の数については、別紙のとおりとなる予定ですのでお知らせします。

(別紙)

第21回参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公営の単価一覧表

種 類		限 度 額	備 考
自動車	一般運送 契約業者	1日 64,500円 (期間中 64,500円×17日=1,096,500円)	・1日1台に限る。 ・一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(自動車、燃料及び運 転手込みの契約)による場合
	自動車 借入れ	1日 15,300円 (期間中 15,300円×17日= 260,100円)	・1日1台に限る。 ・上記一般運送契約以外の自動車借入れ契約の場合
	燃 料	期間中 124,950円 (7,350円×17日= 124,950円)	
	運 転 手	1日 12,500円 (期間中 12,500円×17日= 212,500円)	・1日1人に限る。 ・選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に限る。
ポスター		※限度枚数(5,690枚)作成する場合 単価(1枚あたり限度額)： 218円 総額：218円×(2,845×2)枚 = 1,240,420円	①単価 557,115円+26円73銭×(2,845-500) 2,845 =217円85銭 =218円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数：5,690枚 ポスター掲示場数の2倍(2,845×2=5,690枚) ③5号ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したとき は、これらを合わせた枚数
ビラ	50,000枚 以下	単価(1枚あたり限度額)：7.30円	
	50,000枚 を超える 場合	※限度枚数(115,000枚)作成する場合 単価(1枚あたり限度額)：5.94円 総額：5.94円×115,000枚 = 683,100円	①単価 365,000円+4円88銭×(115,000枚-50,000枚) 115,000枚 =5.932円 =5円94銭(1銭未満の端数は1銭とする。) ②限度枚数：115,000枚(2種類以内) ※都道府県の区域内の衆議院選挙区の数が2のときは115,000枚

種 類		限 度 額	備 考
通常 葉書	35,000枚 以下	単価(1枚あたり限度額)：7.50円	
	35,000枚 を超える 場合	※限度枚数(37,500枚)作成する場合 単価(1枚あたり限度額)：7.44円 総額：7.44円×37,500枚 = 279,000円	①単価 262,500円+6円48銭×(37,500枚-35,000枚) 37,500枚 =7.432円 =7円44銭(1銭未満の端数は1銭とする。) ②限度枚数：37,500枚 ※都道府県の区域内の衆議院選挙区の数が2のときは37,500枚
選挙事務所用 立札・看板の類		単価(1枚あたり限度額)：53,388円 総額：53,388円×3枚 = 160,164円	立札・看板の数は「3」が限度
自動車取付用 立札・看板の類		単価(1枚あたり限度額)：50,548円 総額：50,548円×4枚 = 202,192円	立札・看板の数は「4」が限度
個人演説会場用 立札・看板の類		単価(1枚あたり限度額)：38,621円 総額：38,621円×5枚 = 193,105円	立札・看板の数は「5」が限度

(注1) 供託物を没収された場合は、公営の対象となりません。

(注2) 備考欄に示す限度は公営の対象となる数であり、使用できる数と一致しないものもあります。

(注3) 金額は税込の額です。

(10) 第21回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理について(通知)

第200700026825号

平成19年6月4日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の第21回参议院議員通常選挙における選挙時登録の際の選挙人名簿の整理は、別紙のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、これは平成19年7月5日(木)に公示され、同年7月22日(日)が選挙期日となる場合を想定したものです。選挙期日、縦覧期間等がこれと異なる場合も考えられますので、念のため申し添えます。

公示日：平成19年7月12日 選挙期日：平成19年7月29日																			
第21回参议院議員通常選挙における選挙人名簿の整理 ※選挙期日を7月29日に変更したもの																			
1 選挙人名簿登録基準日																			
(1) 登録基準日	平成19年7月11日(水) (ただし、年齢については、7月29日とする。)																		
(2) 登録日	平成19年7月11日(水) (登録基準日と同日であること。)																		
(3) 縦覧期間	平成19年7月12日(木) (公示日のみの1日間であること。)																		
(4) 縦覧場所の告示期限	平成19年7月9日(月)までに告示すること。																		
2 選挙時登録																			
(1) 年齢要件	昭和62年7月30日以前に出生した者で、 ↓																		
(2) 住所要件	平成19年4月11日以前に転入届をした者を、 ↓																		
(3) 登録	平成19年7月11日(水)に登録する。																		
3 随時抹消																			
(1) 登録基準日まで	平成19年7月11日(水)までに、 平成19年3月10日以前に転出した者を抹消すること。																		
(2) 選挙期日まで	平成19年7月29日(日)までに、 平成19年3月28日以前に転出した者を抹消すること。																		
4 平成19年7月29日(日)の選挙人名簿の状態																			
昭和62年7月30日以前に出生した者で、 [平成19年4月11日以前に転入届をした者は、登録されており、 平成19年4月12日以後に転入届をした者は、登録されていない。] [平成19年3月28日以前に転出した者は、抹消されており、 平成19年3月29日以後に転出した者は、その旨表示されている。]																			
5 二重登録																			
次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性はある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡をとり、 新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できない ことを関係者に周知させておくこと。																			
※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。																			
異動月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">3/28</th> <th style="width: 15%;">3/29</th> <th style="width: 15%;">3/30</th> <th style="width: 15%;">4/10</th> <th style="width: 15%;">4/11</th> <th style="width: 15%;">4/12</th> </tr> <tr> <td>転入届(新住所地)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>転出(旧住所地)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	3/28	3/29	3/30	4/10	4/11	4/12	転入届(新住所地)	○	○	○	○	×	転出(旧住所地)	×	○	○	○	○
3/28	3/29	3/30	4/10	4/11	4/12														
転入届(新住所地)	○	○	○	○	×														
転出(旧住所地)	×	○	○	○	○														
← 二重登録の可能性のある期間 →																			
【注意】 期日前投票制度の導入に伴い、3月13日以後、3月28日以前に転出した者についても、二重登録の可能性があるので特に留意すること。																			

(11) 参议院議員通常選挙の管理執行について (通知)

第200700036079号
平成19年6月4日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の第21回参议院議員通常選挙(以下「参议院選挙」という。)の管理執行に万全を期するため、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)におかれては、選挙の管理執行に万全を期するため、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いいたします。

なお、本通知は7月5日公示、7月22日選挙期日を想定したものであり、公示日等が想定と異なった場合は、

日程を適宜読み替えることに留意してください。

記

第1 一般的事項

1. 今回の参議院選挙の執行に当たっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）、公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）、鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。）等に留意すること。
2. 投票所、開票所等における選挙の名称の表示に当たっては、次によること。
「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙」
「参議院比例代表選出議員選挙」
3. 市町村委員会の書記その他選挙事務に従事する職員の指揮監督を厳正にし、これらの者に対し適宜説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理を習熟させ、いやしくも法令に違反したり、部外者に疑惑を抱かせることのないよう最善の努力を払われたいこと。
4. 選挙事務の執行に際し、異常事態が発生したときは、事務従事者は、市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
5. 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤又は非常勤にかかわらず身分上の地位と職務権限とを明らかにできるよう措置しておくこと。

第2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

1. 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の整備
 - (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満19年に達した者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないよう十分留意すること。
 - (2) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4ヵ月が経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4ヵ月が経過した者については、漏れなく抹消すること。
 - (3) 在外選挙人名簿の登録は、随時、市町村委員会において行っているところであるが、在外選挙人に選挙権行使の機会を与えるため、市町村委員会を適宜開き、在外選挙人名簿への速やかな登録に努めるようにすること。
2. 選挙時登録等
 - (1) 選挙時登録の基準日等は、次のとおり決定される予定であること。
 - ・登録基準日 7月4日（水）（公示日の前日）
（ただし、年齢については、選挙期日現在）
 - ・登録日 7月4日（水）（公示日の前日）この場合において、公示日から選挙期日までの間に満20年に達する者については、登録日に登録することとなるが、その者に係る住所要件は登録基準日を基準とするものであるから、登録基準日において当該市町村に3月以上住所を有していることを要すること。
したがって、これにより登録された者は、満20年に達しない日においても不在者投票ができるものであること。
 - (2) 縦覧期間は、次のとおり決定される予定であること。
 - ・選挙人名簿：7月5日（木）（公示日の1日間）
 - ・在外選挙人名簿：7月5日（木）（公示日の1日間）
 - (3) 市町村委員会は、法第23条第2項及び法第30条の7第2項の規定により、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧場所を縦覧開始の日（公示日）前3日（7月2日）までに告示すること。
 - (4) 学生等で住所の認定について疑義が生じた場合は、必ず実情を調査の上、実態に合った登録を行うこと。
3. 登録の移替え
市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしない

(選挙の期日後に延期する) ことができる期間は、政令第17条の規定により、任期満了前60日(5月29日)から選挙期日までであること。

この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較衡量して定めるとともに、その期間を定めたときは、その旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

5 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告については、平成19年5月21日付第200700027493号(以下「各種報告等」という。)で通知したところにより報告すること。

第3 投票

1 投票方法

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)の投票用紙には「候補者名」を、参議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という)用紙には「参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」を記載しなければならないので、選挙人がこれを誤ったり、混同したりすることがないように周知するとともに、投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

2 投票用紙等

(1) 無効投票の減少及び開票事務の促進を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色は、それぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印(刷込み式)とすること。

ただし、郵便による在外投票のための投票用紙及び在外公館投票に用いられる投票用紙は、総務省において作成されるため、これに押されている印は、選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては、中央選挙管理会の印であること。

なお、今回の選挙においても、視覚障害者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとしているので留意すること。

区 分	用紙の色	文字の色
選挙区選挙	薄い黄色	黒 色
比例代表選挙	白 色	赤 色

(2) 仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とすること。

(3) 投票用紙は第1回物資輸送(6月28日)で送付するので、その管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることがないように、保管者及び保管場所の選定、交付簿の整備等について、十分留意すること。

(4) 郵便による在外投票に用いる投票用紙等は既に各市町村委員会宛てに郵送配布済みであること。

3 投票所の設備等

(1) 投票所は選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の部屋に設けないようにすること。

また、投票所内はもとより、投票所への進路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子使用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮を行なうこと。

なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

(2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正に配置すること。

(3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙で、それぞれ分けて行うことができるようにすること。

特に、投票記載所の近くの適当な場所に、「薄い黄色の投票用紙は選挙区選挙です。候補者の個人名を記載してください。」、「白色の投票用紙は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」というような表示を行うこと。

(4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。

- (5) 投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、選挙区選挙については、公職の候補者の氏名及び党派別を、比例代表選挙については、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名を掲示しなければならないが、その掲示に当たっては、内容に誤りがないよう十分留意するとともに、破損、汚損等が生じたときは速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。

なお、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示については、投票所内の適当な箇所に選挙人が見易い大きさを掲示を行うほか、投票を記載する場所にも掲示し、選挙人が投票を行う際に参議院名簿登載者の氏名を見易いよう工夫に努めること。

比例代表選挙の政党等名称等掲示は、第4回物資輸送(7月18日)で送付するが、選挙区選挙の候補者氏名表を運規第67条の規定により作成する際用紙の色は、薄い黄色とすること。

- (6) 投票箱は、開票事務の迅速化も勘案し、可能な限り、選挙区選挙と比例代表選挙とを区別して設置することとし、それぞれの投票箱の表面には当該選挙名を表示し、その裏面にはこれら以外の選挙名の表示をすること。

なお、やむを得ず、両選挙を通じて一つの投票箱を使用する場合は、その表面には、両選挙の表示が必要であること。

- (7) 投票区の増設については、平成19年5月7日付第200700021764号で通知したところであり、積極的な措置を講ずること。

4 選挙人名簿の対照

個人情報保護の意識が高まる中で、昨年は選挙人名簿抄本の閲覧制度が改正されたところであるが、選挙人名簿の対照に当たっても、投票人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。

5 投票の順序等

- (1) 投票の順序は、選挙区選挙を先にし、比例代表選挙を後に行うこと。

- (2) 投票用紙の交付に当たっては、他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な過誤がないよう必ず複数の者が確認を行うとともに、有権者一人一人に「この投票は選挙区選挙です。候補者の個人名を記載してください。」「この投票は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」というような適切な指示を与えること。また、点字投票を行う選挙人が投票用紙を取り違えないように、上の指示に加え、「サンギインヒレイダイヒョー(サンギインセンキョク)と表示してありますのでご確認ください。」と説明すること。

6 投票管理者及び投票立会人の選任

- (1) 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。
- (2) 選任に当たっては政治的に公正を期するとともに、選挙人が身近な選挙であることを感じ、明るい雰囲気できれいに投票できるよう、積極的に女性や青年層からも選任するよう努めること。

なお、投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下を選任するものであること。

また、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。

7 投票所の開閉時刻の届出

- (1) 投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうものである。単に選挙人の投票に支障をきたさないといった消極的動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るため必要があるという積極的動機からも、投票時間の繰り上げ又は繰り下げを行うこと。
- (2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合には、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。

また、その投票区の選挙人への周知も徹底すること。

8 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いは、別添の「投票事務取扱要領」により実施すること。

9 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行い、特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことが絶対にならないよう十分留意す

ること。

また、代理投票制度の周知及び理解を図り、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、重度の障害のある選挙人への対応には十分配慮すること。

10 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障害のある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

なお、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いのないよう注意し、点字シールの貼付位置等については、別添「投票事務取扱要領」によること。

11 期日前投票

(1) 期日前投票制度の周知

期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報紙、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

(2) 期日前投票を行うことができる者

ア 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、選挙期日の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。

したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。

イ 選挙人は、選挙期日の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。

(3) 期日前投票所の設置

ア 期日前投票所は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定することができること。

この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示その他の方法によって選挙人に周知徹底すること。

イ 期日前投票所の設備は公示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第23条の3で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

ウ 期日前投票所における氏名等掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、比例代表選挙にあっては名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示を、選挙区選挙にあっては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならないので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の脱漏などがないように万全を期すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあっては県委員会が、選挙区選挙にあっては市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(4) 期日前投票所の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票所を複数設置した場合においては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができること。

この場合、直ちにその旨を告示するとともに、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。

(5) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。

イ 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

なお、投票管理者にあっては日毎の交代が、投票立会人にあっては時間毎の交代が可能であること。

ウ 期日前投票は、当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(6) 投票箱の管理等

ア 投票を行う前には選挙人の面前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。

また、投票箱の追加を行う場合においても、同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の別にある金庫等に保管することも可能であること。

イ 期日前投票所と不在者投票記載場所は兼ねることができるが、それぞれの投票方法が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

ウ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

12 不在者投票

(1) 不在者投票制度の周知等

不在者投票制度のうち、郵便による不在者投票については、対象者が拡大されるとともに、代理記載制度が導入されているところであるが、制度の利用に当たっては、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受け、又は代理記載人となるべき者を届け出ることが必要なことを十分に周知すること。

その際に、代理記載における不正行為に罰則の適用がある旨をあわせて周知するなど、関係機関とも十分な連絡をとって、郵便による不在者投票が厳正かつ的確に実施されるよう万全を期すること。

郵便投票については、選挙の期日前4日までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等期日の制約があるので、早めの投票用紙の請求と早めの投票を促すこと。

また、郵便投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続きが必要な旨を通知する等の措置をとること。

なお、郵便投票証明書の有効期限は、交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であること。

(2) 不在者投票の管理執行

ア 通常の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙期日には選挙権を有することが見込まれるものの、選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態となること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。

この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので留意すること。

イ 郵便による不在者投票

(ア) 介護保険法上の要介護者で、被保険者証の「要介護状態区分等」の欄に要介護5である者として記載されている者について郵便による不在者投票の対象者が拡大されるとともに、自ら投票の記載をすることができないものとして身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者等については、あらかじめ市町村委員会に届け出た者に投票に関する記載をさせることができることとなったこと。

(イ) 新たに郵便投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は名簿登録地の市町村委員会の委員長に対して、文書をもって、代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨を郵便投票証明書に記載することを申請することができること。

(エ) 郵便投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、代理記載人となるべき者一人を定め、その者の氏名等を届け出なければならないこと。

(オ) 身体に重度の障害のある選挙人は、選挙期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ、郵便投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないこと。

(3) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、選挙期日の公示日（以下「公示日」という。）の翌日から選挙期日の前日までであること。なお、郵便による不在者投票の投票用紙の請求は、選挙期日前4日（7月18日）までに行わなければならないこと。

(4) 投票用紙等の交付

公示日前に郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、公示日以降直ちに交付（郵便をもって発送するときは、公示日前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

(5) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条の規定により、公示日に行うこと。

(6) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、比例代表選挙については参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名を、選挙区選挙については候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の遺漏などがないように万全を期すること。

なお、掲載順序については、比例代表選挙にあつては県委員会が、選挙区選挙にあつては市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(7) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

13 国外における不在者投票に関する事項

特定国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票をするためには、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、不在者投票をしようとする旨の申出をしなければならないこと及び当該特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は、選挙の期日前3日までに行わなければならないことについて周知を図るとともに、早めの投票用紙等の交付請求を促すこと。

14 南極投票に関する事項

参議院選挙において南極投票を行なうことができる第48次南極観測隊（越冬隊）は既に平成18年1月1日に出国しているところであるが、出国の際に当該南極観測隊（越冬隊）の隊員に南極選挙人証を交付した市町村委員会においては、南極投票指定市町村（東京都中央区及び港区）から送致されることとなる投票送信用紙を遺漏なく処理すること。

15 在外投票

在外投票制度については、今回の参議院選挙から、従来の比例代表選挙に加え、選挙区選挙も対象とされたこと。

なお、在外投票の事務処理については、本日付第200700028434号による通知及び5月21日開催の投開票オンラインシステム説明会で配布した「在外選挙事務取扱要領」を参照の上、事務の執行に万全を期すること。

第4 開 票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、その順序は選挙区選挙を先に行い、比例代表選挙を後に行うこと。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

(1) 開票管理者は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の開票管理者を兼ねさせることができること。

(2) 開票立会人に関する法第62条の規定は、それぞれの選挙について適用されるため、人数の制限のくじ及び政党の制限のくじは各選挙ごとに行う必要があるほか、開票の立会人も別々に行うべきものであるため、誤解の生じないよう事前に関係者に説明しておくこと。

3 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別途配布の「開票事務取扱要領」によるものとするが、特に次の点に留意すること。

- (1) 開票事務が正確に行なわれるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせることはいうまでもなく、開票事務に従事する職員等の負担及び諸経費の負担軽減のため、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。

ついては、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の事務従事者等への周知徹底等を行い、開票作業の一層の改善を図ること。

- (2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担についても配慮するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。
- (3) 投票の効力の判定については、迅速かつ的確に行えるよう事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。

- (4) 特に比例代表選挙の開票事務処理については、非拘束名簿式により行われる、投票の分類、按分票の処理、得票の集計及び点検が膨大な作業量となるので、開票作業の一層の改善を図るとともに、開票事務の習熟等について遺憾のないよう配慮すること。

なお、投票の効力の判定については、別途通知する予定であること。

- (5) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を含めたものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。
- (6) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に候補者の運動員等と開票立会人が連絡をとり合う等の行為によって、開票事務に支障をきたすことがないように留意すること。
- (7) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等により原因を調査し、安易に処理することのないようにすること。

4 開票録の検収

開票録については、別途通知する検収日（7月23日）に持参すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場（選挙区選挙）

ポスター掲示場の設置及び管理については、別途配布した「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現に向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品等の循環型資材の使用など、廃棄物発生の抑制とリサイクルの推進を図ること。
- (2) ポスター掲示場の維持管理については、万全を期し、倒壊、破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。
- (3) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することはできないので留意すること。
- (4) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を「各種報告等」に定めるところにより県委員会に送付すること。

2 公営施設使用の個人演説会

- (1) 公営施設を使用して行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会等を開催することのできる日時の予定表を、あらかじめ管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。
- (2) 市町村委員会は、管内の公共施設について法第161条第1項第3号の規定により指定すべき施設の把握に努めるとともに、公営施設を指定したときは、「各種報告等」に定めるところにより、所定の期限（6月15日）までに報告すること。
- (3) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有し又は管理する建物においては、個人演説会等を行うことができないので管理者に周知すること。

3 選挙公報（選挙区選挙及び比例代表選挙）

参議院選挙における選挙公報を各世帯に配布する期限は、選挙期日の前2日（7月20日）までであるが、各市町村委員会には第2回物資輸送（7月10日）で選挙区選挙の公報を、第3回物資輸送（7月11日）で比例代表選挙の公報をそれぞれ配布するので、あらかじめ配布計画をたてておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、受領後直ちに各世帯、各指定病院等へ配布すること。

第6 選挙運動と政治活動

最近の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、あくまで法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに、本日付第200700029127号通知により、適切な処置をとること。

- 1 比例代表選挙においては、政党その他の政治団体が主体となって選挙運動を行うこととなるため、選挙運動と政治活動との判定が極めて微妙となる場合も予想されるので注意すること。
- 2 政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに参議院選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、公示日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと。（法第201条の14）

第7 投票及び開票速報体制

- 1 投票速報及び開票速報については、別途通知するところにより速報体制の確立を図るとともに、人員体制及び事前準備等にも十分留意すること。
- 2 投票開票速報を行うに当たっては、オンラインシステムにより実施することとしているので、人員体制及び機器の操作等について、万全の体制を図ること。
- 3 県内の投票率を推定するため、別途通知するところにより、一部市町村において投票状況の報告を求めること。

第8 啓発活動

明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要であるが、今回の参議院選挙においては、「近く執行予定の参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領」に基づき、「選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進」及び「きれいな選挙の推進」を重点事項として啓発事業を実施するので、各市町村委員会においても、この啓発事業要領に基づき、選挙が円滑に執行されるよう市町村明るい選挙推進協議会他関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種の啓発活動を推進すること。

第9 その他

- 1 比例代表選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示に関し必要な事項については、5月31日付第200700036080号及び本日付第200700035774号により通知するところによること。

なお、名簿登載者の氏名をこれまでの横書きから縦書きに変更する等所要の改正がなされているので、留意すること。

また、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名は、公示日に各市町村委員会あてに電子メール及びファクシミリで通知する予定であること。

- 2 点字による選挙区選挙の候補者の名簿及び比例代表選挙の参議院名簿届出政党等の名簿を作成し、配付する予定であり、その市町村委員会への配布並びに投票所、期日前投票所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所への備え付けに関する事項については、別途通知する予定であること。

また、今回から、選挙公報を点訳したものを作成し、配布する予定であり、これについても別途通知する予定であること。

- 3 非拘束名簿式比例代表制の導入により、参議院名簿登載者個人の選挙運動ができることとなっているので留意すること。

また、参議院名簿登載者1人につき1箇所の選挙事務所を設置することができるが、その設置又は異動については、当該選挙事務所が設置された市町村委員会へ届け出ることとなっているので留意すること。

- 4 投票録及び開票録については、それぞれの選挙ごとに作成すること。

なお、指定在外選挙投票区の投票録の様式は他の投票区の様式と異なっているので留意すること。

- 5 選挙執行委託費の経理に当たっては、国、地方を通じる財政の状況にかんがみ、必要資材の調達、選挙の執行体制等について、経費の削減や職員の負担軽減の観点から、従来の慣行にとらわれることなく全般的に検討を加え、事前に周到な計画をたて、経費の効率的な支出に努めるとともに、交付される金額の範囲内で費目相互の調整を図り、執行経費に不足を生ずることのないよう特に留意すること。

6 参議院選挙に係る確定報告書は、別途通知するところにより作成し、提出すること。

(12) 参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）

第 200700028434 号
平成 19 年 6 月 4 日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の第 21 回参議院議員通常選挙（以下「通常選挙」という。）の管理執行については、本日付け第 200700036079 号により通知したところですが、在外投票の事務処理については下記事項に御留意いただくとともに、投票用紙等物品の取扱いに慎重を期していただきますようお願いいたします。

記

第 1 基本的事項（在外選挙制度の最近の主な改正点について）

- 1 在外選挙制度による投票は、比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）のほか、選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）も対象とされたこと。
- 2 在外公館投票の期間について、投票の送致を考慮し、原則として公示日の翌日から選挙期日前 6 日とされたこと（従来は公示日の翌日から選挙期日前 5 日）。
- 3 在外選挙人名簿への登録手続きについて、3ヶ月の住所要件を満たしていなくても登録申請を行うことができることとされたこと（例：在留届の提出時等）。
- 4 在外選挙人がその携帯を容易にするため、また選挙区選挙においても投票が可能となったこと等に伴い、在外選挙人証の大きさ及び様式が変更されたこと。

第 2 公示日前の郵便による在外投票関係事務

1 投票用紙等の必要数の確保

郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒については、総務省において作成し、県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）を経由して各市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）に交付されるものであること。

なお、総務省において作成し、各市町村委員会に送付される投票用紙等は、郵便による在外投票においてのみ用いられるものであるので、在外選挙人の国内における投票又は国内の選挙人の投票に用いられることのないよう注意すること。

おって、在外選挙人への投票用紙等の交付期間が長期にわたるので、その保管については万全を期すこと。万一紛失等の事故が発生した場合、新たに投票用紙等を作成し、配布し直す等の措置が必要となることもあり得るので、保管については十分な措置を講ずること。

2 物品の準備

市町村委員会は、投票用封筒（内封筒、外封筒）や送付用封筒等の交付物品のほか、国際スピード郵便（以下「EMS」という。）の宛先を記載する連写式伝票（郵便局で用意しているもの）等の郵便による在外投票に関して必要な物品について、あらかじめ周到な準備を行っておくこと。

3 郵便による在外投票のための投票用紙等の発送及びその準備

市町村委員会は、郵便による在外投票のための投票用紙等を円滑に発送できるよう、あらかじめ郵便による在外投票の対象者を在外選挙人名簿に基づき確認しておくとともに、選挙人の住所地が EMS の取扱い地域であるか等について事前に郵便局と打ち合わせておくこと。

4 投票管理者等への制度の周知

今回の通常選挙から、在外選挙制度による投票が、比例代表選挙のほか、選挙区選挙も対象とされたこと、在外選挙人証の大きさ及び様式が変更されたこと、また、在外選挙人が一時帰国時又は帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間においては、国内の投票制度を利用して投票できることとなっていることについて、市町村委員会は、あらかじめ関係する投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人及び事務従事者に対し、在外投票の手続きについて十分に説明しておくこと。

第 3 在外選挙人名簿の登録及び縦覧等

1 在外選挙人名簿の登録の迅速化

在外選挙人名簿への登録については、在外選挙人証の送付に要する時間を考慮し、速やかに登録事務を行い選挙人の投票の機会ができるだけ確保されるよう留意すること。

2 在外選挙人名簿の登録を行わない期間

公示の日から選挙の期日までの期間は、在外選挙人名簿の登録は行わないこととされていること。

3 国内への転入者の取扱い

国外から国内に転入し、選挙人名簿に登録された者については、当該名簿に基づいて投票を行うこととな

り、在外選挙人名簿に基づく投票はできないものであること。

4 在外選挙人名簿の縦覧

縦覧に供する書面は公示日現在の在外選挙人名簿に基づき調製しなければならないこと。

また、今回の通常選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間については、中央選挙管理会において、公示日の1日のみとされる予定であること。

なお、市町村委員会は、縦覧期間の開始の日前3日までに縦覧の場所を告示しなければならないこと。

5 在外選挙人証の記載事項の変更等

在外投票のための投票用紙等の請求の際には必ず在外選挙人証を提示することとされていることから、在外選挙人証の記載事項の変更又は再交付の申請がなされた場合にあっては、直ちに当該申請に係る手続きを行うこと。

在外選挙人証の記載事項の変更又は再交付については、公示日から選挙の期日までの間においても行うことができること。

なお、在外選挙人証を再交付する際には、新様式のものを使用すること。

第4 郵便による在外投票に用いる投票用紙等の市町村委員会への交付

1 市町村委員会からの交付請求

郵便による在外投票に用いる投票用紙等の交付請求は、市町村委員会の委員長が、県委員会の委員長を経由して総務大臣に対して書面をもって行うこととされていること。

なお、この書面（投票用紙等請求書）は、投票用紙等の交付を受ける際に、受領書とともに提出することと足りるものであること。（第4-2-（1）参照）

2 市町村委員会への交付

（1）交付

市町村委員会の委員長は、総務大臣から県委員会の委員長を経由して交付される投票用紙等を受領したときは、数量等を確認し、直ちに「投票用紙等交付請求書兼受領書」を県委員会の委員長に提出すること。

なお、投票用紙等については、平成19年5月8日付第200700024618号（「在外投票に係る物品等の配布について（通知）」）において通知し、既に配布されたところであること。

（2）投票用紙等の追加交付

市町村委員会の委員長は、在外選挙人名簿の登録状況や選挙人からの投票用紙等の請求状況等から投票用紙等が不足する恐れがあると認めた場合においては、県委員会の委員長に対して投票用紙等の追加交付を請求すること。

県委員会の委員長は、市町村委員会の委員長から投票用紙等の追加交付の請求を受けた場合には、県委員会が留保している投票用紙等から追加交付を行うこと。

なお、県委員会が留保している投票用紙等が追加交付に必要な数量に不足する場合には、県委員会の委員長が総務大臣に対して追加交付の請求を行うこととなるので、県委員会の委員長に対する投票用紙等の追加交付の請求に際しては、予め時間的余裕をもって連絡すること。

第5 郵便による在外投票

1 在外選挙人からの交付請求

在外選挙人は、選挙の期日前4日までに在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村委員会（以下「登録地選管」という。）の委員長に対して、当該在外選挙人が署名をした文書により、在外選挙人証を提示して直接に、又は在外選挙人証を同封した郵便をもって投票用紙等の交付を請求することができること。

2 投票用紙等の発送

登録地選管の委員長は、請求を行った選挙人が郵便による在外投票を行うことができる者に該当すると認めた場合には、参議院議員の任期満了日前60日に当たる日（5月29日）より前に受けた請求に対しては5月29日以後直ちに、5月29日以後に受けた請求に対しては直ちに、当該選挙人に対して発送しなければならないものであること。

この際、在外選挙人から、比例代表選挙、選挙区選挙いずれかの投票用紙のみの請求となっている場合には、投票用紙等の交付誤り等のないよう、十分注意すること。

なお、国外への投票用紙等の発送については、投票用紙等の送付に要する時間を考慮し、あらかじめ十分な準備をしておくとともに、郵送方法の選択においても、最も迅速かつ確実なものを選ぶこと。

また、在外選挙人証及び投票用封筒に記載すべき事項について、遺漏がないよう特に留意するほか、旧様式の在外選挙人証が同封されていた場合には、新様式のものを交付し、在外選挙人の便宜を図りたいこと。

第6 国内における投票

1 投票の種類等

在外選挙人は、在外選挙人名簿登録地市町村（以下「登録地市町村」という。）の指定在外選挙投票区の投票所において選挙期日に投票すること、登録地市町村において公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に市町村委員会が指定した期日前投票所で投票すること、登録地市町村以外の市町村において（選挙の当日選挙権を有しない者（以下「選挙権未取得者」という。）は登録地選管を含む。）公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に不在者投票を行うことが可能であること。

なお、指定病院等における不在者投票制度、郵便による不在者投票制度、特定国外派遣組織における不在者投票制度、南極投票制度、洋上投票制度及び指定港における不在者投票等船員に関する投票手続きは適用されないこと。

在外選挙人の国内投票においては、県委員会が作成して市町村委員会に送付した投票用紙等を用いることとし、誤って総務省作成の投票用紙等を用いることのないよう十分注意すること。

また、在外選挙人が投票を行う場合には、在外選挙人名簿との対照又は在外選挙人証の提示が必要である等、投票の手続きが異なることから、受付等の経路について十分に検討しておき、投票事務に混乱が生じないよう特に留意すること。

なお、今回の通常選挙から、在外選挙人の国内投票においても、比例代表選挙のみではなく、選挙区選挙についても投票を行うことができるものであり、一般の投票と同様に、投票用紙の交付誤りのないよう、十分注意すること。

2 投票所での当日投票

在外選挙人は、選挙当日、自ら登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所へ行き、在外選挙人証を提示して投票することができること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であることを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

3 期日前投票所での投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、自ら登録地市町村の期日前投票所へ行き、在外選挙人証を提示し、かつ、期日前投票事由を申し立て、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出して投票することができること。

期日前投票所の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であり、期日前投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

4 不在者投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、登録地市町村以外の市町村において、又は選挙権未取得者が登録地市町村において、在外選挙人証を提示し、市町村委員会の委員長が管理する投票を記載する場所で投票を行うことができること。

なお、投票用紙等を請求する場合は、不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこと。

不在者投票管理者は、投票用紙等を交付する際には、在外投票ができる者であり、不在者投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

5 在外公館投票

在外公館投票における投票は、選挙の期日の直前に集中して登録地選管に到着することが予想されるので、投票の受領、指定在外選挙投票区の投票管理者への送致、受理不受理の決定等の事務に要する人員の配置に留意するなど事務の円滑な処理について配慮すること。

なお、在外公館からの投票の送致を考慮し、今回の通常選挙から、在外公館投票の期間が、公示日の翌日から選挙期日前6日までに変更されているものであること。

第7 登録地選管における投票の送致等

登録地選管の委員長は、在外公館の長から送付された在外公館投票、郵便による在外投票、登録地市町村以外の市町村委員会から送付された不在者投票及び選挙権未取得者の不在者投票を直ちに登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

また、第8に掲げる措置をとるほか、投票管理者において受理・不受理の決定をする際の判断材料となる情報等を適切に提供する必要があること。

第8 投票の受理・不受理の決定等

1 投票管理者における受理・不受理の決定等

投票の受理・不受理の決定等についての考え方は、基本的に一般の不在者投票と同じものであること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに送致を受けた投票について、送付用封筒から投票用封筒を取り出し、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聞いて、受理・不受理の決定をする

こと。

受理された在外投票は、投票用封筒を開いて直ちに投票箱に入れなければならないが、この場合においては、投票の秘密の保持に特に留意すること。

2 開票管理者における在外投票の取扱い

開票管理者における在外投票の取扱いについての考え方は、基本的に一般の不在者投票の取扱いと同じであること。

第9 在外投票事務処理簿等の作成

- 1 登録地選管の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、在外投票に関してとった措置等を記録するとともに、その概略を記載した在外投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。
- 2 在外選挙人の国内での投票においては、登録地選管の委員長は、一般の不在者投票事務処理簿及び不在者投票に関する調書とは別に、在外選挙人に係る不在者投票事務処理簿を備え、在外選挙人の不在者投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送付しなければならないこと。
- 3 指定在外選挙投票区の投票管理者は、1及び2の調書を投票所投票録に添付しなければならないこと。
- 4 指定在外選挙投票区における投票所投票録、期日前投票所において各日毎に作成する期日前投票所投票録は通常のものとは別様式となっているので注意すること。

第10 投票用紙等の実績報告

市町村委員会は、選挙の期日後直ちに投票用紙等の受領及び交付に関する実績報告書を県委員会あて提出すること。

第11 選挙区選挙の候補者名等の情報提供

在外選挙制度による投票が、選挙区選挙も対象とされたことに伴い、候補者名及び党派別の一覧が各在外公館に備え置かれるとともに、総務省のホームページにも情報が掲載されることとなっていること。

(13) 参議院議員通常選挙に係る指定病院等における不在者投票の管理執行について（通知）

第200700032648号

平成19年6月18日

各指定病院長 様
各指定老人ホームの長 様
各指定身体障害者更生援護施設長 様
各指定保護施設長 様
鳥取刑務所長 様
米子拘置支所長 様
美保学園長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）において、貴施設（以下「指定病院等」という。）で行われる不在者投票の管理執行に当たっては、別添の「指定病院等における不在者投票事務処理要領（以下「要領」という。）」によるほか、特に下記事項に御留意の上、その取扱いに万全を期されますようよろしくお願いします。

記

1. 基本的事項

- (1) 不在者投票制度は、選挙期日の前日（月日）までに選挙人に投票させる例外的な措置であるので、その管理執行に当たっては特に厳正に行い、疑義が生じた場合においては、勘や過去の経験に頼ることなく、常に法令等の根拠を確認の上、適切に処理すること。
なお、法令等の解釈等について疑義を生じたときは、当委員会又は市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）と相談の上処理すること。
- (2) 参議院選挙は、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の2つの選挙が執行されることとなるので、別途配布予定の「選挙のしおり」等により選挙人への制度の周知を図られたいこと。
- (3) 不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求され、しかも参議院選挙は、前述したとおり、選挙区選挙及び比例代表選挙の2種類の投票があるので、事前にその事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理ができるよう配慮すること。

2 選挙期日等及び不在者投票の期間（選挙区選挙・比例代表選挙共通）

(1) 選挙期日等は、次のとおりであること。

選挙期日 月 日 ()

選挙期日の公示日 月 日 ()

(2) 不在者投票ができる期間は、選挙期日の公示日の翌日（月 日）から、選挙期日の前日（月 日）までであること。

3 投票用紙の様式等

投票用紙の様式等は、選挙の種類により次のとおり異なるので、留意するとともに選挙人に周知しておくこと。

区 分	投票用紙の色	文字の色	投 票 方 法
選挙区選挙	薄い黄色	黒 色	候補者個人名を記入
比例代表選挙	白 色	赤 色	名簿登載者の氏名 又は 名簿届出政党等の名称若しくは略称を記入

※ 点字投票用の投票用紙には「点字投票」の表示がなされ、選挙の種類を示す点字シール（選挙区選挙：「サンギイン センキョク」、比例代表選挙：「サンギインヒレイ ダイヒョー」）が貼ってあること。

4 不在者投票ができる者

指定病院等で不在者投票ができる者は、当該指定病院等に入院（所）している選挙人で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当することが見込まれる者に限られること。

したがって、当該施設で働いている人等は、当該施設での不在者投票はできないこと。

5 投票用紙等の請求

(1) 投票用紙等の請求に当たっては、入院（所）又は収容中の選挙人の意思を必ず確認し、依頼のあった者についてのみ、依頼書を徴した上で請求を行うこと。

(2) 投票用紙等は、当該選挙期日の公示日（月 日）以前においても請求が可能であるが、市町村委員会が交付するのは、原則として選挙期日の公示日の翌日（月 日）以降であること。

6 投票の手続等

(1) 投票の順序は、最初に選挙区選挙、次に比例代表選挙とし、投票記載台は2か所設けること。

(2) 投票の記載場所については、事前に選挙人に周知するとともに、投票の秘密保持が保たれるよう十分配慮し、特定の候補者や政党等の選挙運動員等が、選挙人の投票に影響を及ぼすことのないよう注意すること。

また、投票を記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示してはならないものであること。

(3) 投票に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、選挙人に威圧感を与えることがないよう配慮するとともに、選挙権を有する者を1人以上必ず立ち合わせること。

(4) 立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を有しており、管理執行の適正を保つためには、公正な立会人の選任が不可欠であること。

なお、立会人は、不在者投票管理者若しくはその業務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることはできないこと。

(5) 代理投票の手続きは、投票の秘密保持に厳正を期するとともに、適正に行うこと。特に、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にないよう留意すること。

(6) 指定病院等においては、選挙区選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示、比例代表選挙における名簿登載者の氏名並びに名簿届出政党等の名称及び略称の掲示はできないものであること。

なお、選挙人から候補者や名簿登載者の氏名等又は名簿届出政党等の名称等を確認したい旨の申し出があった場合は、次のようなものを受付で提示する等の便宜を図ることは差し支えないものであること。

選挙区選挙：別途送付される候補者の氏名等が告示された鳥取県公報（公示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報

比例代表選挙：参議院名簿登載者の氏名並びに名簿届出政党等の名称及び略称についての別途通知（公示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報

(7) 選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙の交付に誤りがないよう、特に留意するとともに、選挙人に対しては投票用紙等の使用を誤らないよう適切な注意を与えること。

投票用紙の交付に当たっては、選挙人1人1人に「薄い黄色の投票用紙は、選挙区選挙です。候補者1名の氏名を記載してください。」「白色の投票用紙は、比例代表選挙です。名簿登載者1名の氏名又は名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」というような適切な注意を与えるとともに、選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙を、別々によく確認してもらったうえで1枚ずつ交付すること。

- (8) 今回の参議院選挙においても、視覚障害者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとし、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に調製していること。

市町村委員会から交付された点字投票用の投票用紙には、「点字投票」の表示がなされ、更に選挙の種類を示す点字シールが貼ってあるので、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りのないよう注意を払うこと。

なお、点字シールの貼付位置及び表示内容等については、別途配布の要領中「点字投票用紙の選挙種別表示例」を参照すること。

- (9) 投票の記載場所における投票用紙等の提示、投票用紙への記載、内封筒及び外封筒への封入という所定の手続きを経て、選挙人から記載済みの投票用紙を封入した不在者投票用外封筒の提出を受けたときは、不在者投票用外封筒表面の投票者の署名を必ず確認すること。

- (10) 投票者の署名を確認した後、不在者投票用外封筒に、不在者投票管理者にあっては投票の年月日及び投票の場所を記載し、更に立会人にあっては署名すること。

なお、この署名は必ず自書でなければならないこと。

- (11) 投票が終わった投票用紙等は、選挙期日（月 日）までに、選挙人の属する市町村委員会に必ず到着するよう措置すること。

投票所閉鎖時刻までに投票管理者に届かないものは、投票行為自体が無効となるので、郵送によるときは、必ず封筒に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書きしたうえで、速達により早めに送付すること。

7 不在者投票に要する経費

不在者投票に要した経費については、別に定める基準により算定し、交付されるものであること。

8 その他

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

- (2) 代理投票を行わせる場合には、補助者の選任等、その手続きに間違いのないよう留意すること。

なお、投票の記載を行う補助者は、選挙人の投票を誘導、或いは選挙人の指示を確認しないまま記載をしたと疑われることのないよう、慎重かつ確実に選挙人の意思を確認すること。

また、補助者は選挙人の投票の秘密を絶対に明かしてはならないこと。

(14) 指定病院等における不在者投票事務の透明性の向上について（依頼）

第200700030762号
平成19年6月18日

各指定病院長 様
各指定老人ホームの長 様
各指定身体障害者更生援護施設長 様
各指定保護施設長 様
鳥取県務所長 様
米子拘置支所長 様
美保学園長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

選挙の管理執行に関しては、日頃からご尽力いただき感謝申し上げます。

指定病院等における不在者投票については、その管理執行手続きが不適切であったために選挙人に不信感を抱かせるのみならず、争訟提起の理由とされる例も散見されるところです。

不在者投票管理者は、投票の実施に際し、選挙権を有する者を立ち合わせなければならないこととされていますが、立会人は選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を有しており、その公正な選任に関しては、平成15年10月22日付けで別添写しのとおり通知したところです。

については、投票事務の適正な管理執行を図るため、近く執行予定の第21回参議院議員通常選挙の不在者投票

の実施に際しても、引き続き公正な立会人の選任等の措置をとっていただくようお願いいたします。なお、従来、措置を未実施の団体にあっては、本選挙から新たに措置をとるようご検討ください。

また、不在者投票を実施後、速やかに別紙により当該実施状況をご報告ください。（ファクシミリ及び電子メール可）

【送信先】ファクシミリ：0857-26-8129

電子メール：yamane-j@pref.tottori.jp

不在者投票実施状況報告書

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

第21回参議院議員通常選挙の不在者投票に関し、下記のとおり透明性向上のための措置を実施しました。

平成19年 月 日

施設名

記

1 不在者投票実施日時

平成 年 月 日 () 午 時 分 ~ 午 時 分

※ 複数回実施した場合は括弧内に適宜記載してください。

2 実施措置の内容

※①、②、③のうち該当するものを○で囲んでください。なお、①の場合は、ア、イのうちいずれか該当するものを○で囲んでください。

① 施設職員以外の者を立会人に選任

ア 施設において職員以外の者を確保した

イ 所在地の市町村選挙管理委員会から人選についての協力を受けた

② 所在地の市町村選挙管理委員会等による巡回

③ ①、②ともに未実施

※未実施の場合は実施しなかった理由を括弧内に記入ください。

(15) 参議院議員通常選挙における投票及び開票事務の取扱いについて（通知）

第200700033748号

平成19年6月21日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）における投票及び開票事務の取扱いについては、「参議院議員通常選挙における管理執行について（通知）」（平成19年6月4日付第200700036079号本職通知）及び「参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）」（平成19年6月4日付第200700028434号本職通知）によるほか、下記事項に御留意の上、適切な事務処理をお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、既に配布済みの「投票事務取扱要領」、「期日前投票事務取扱要領」及び「在外選挙事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理者

① 投票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、参議院選挙の選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が選任すること。

この場合、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）と参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）とで同一人を選任して差し支えないこと。

- ② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続のすべてについて、最終的な決定権を有すること。

したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務のすべてについて常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

- ③ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。

イ 投票立会人

- ① 投票立会人の選任に当たっても、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人とすることは差し支えないこと。
- ② 選任に当たっては、当該投票区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、市町村委員会が選任すること。
- ③ 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立会う職責を有すること。
- ④ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。
- ⑤ 女性や若年層等を積極的に選任し、投票所の雰囲気や和らげるよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員に従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらい、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

- ① 選挙期日の公示日以後、できるだけ速やかに入場券を交付すること。
なお、最近の選挙において、入場券の記載誤り、誤配布等の事例が散見されるので、執行体制に万全を期すとともに、郵便局等との連携を密にし、配布計画の策定に当たること。
- ② 投票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名の表示がされた標を掲げておくこと。
- ③ 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙とが別々となるようにすること。
この際、最初に選挙区選挙の投票用紙の交付を行い、次に比例代表選挙の投票用紙の交付を行うことができるように適正に設備を配置するとともに、投票用紙の交付誤りが絶対にならないようにすること。
- ④ 在外選挙人が日本国内で行う投票については、在外選挙人名簿との対照、在外選挙人証の提示、在外選挙人証への必要事項の記入等、一般の選挙人と異なる手続きが必要となるため、その受付等の経路について十分に検討しておくこと。
特に、今回の参議院選挙から、選挙区選挙も在外投票の対象とされたことに注意し、一般の投票と同様に、投票用紙の交付誤りが絶対にならないようにすること。
- ⑤ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう掲示しておくこと。
- ⑥ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ⑦ 投票所内及び投票記載台における選挙区選挙の候補者氏名等掲示及び比例代表選挙の政党等名称等掲示に当たっては、その内容に誤りがないか確認すること。
- ⑧ 選挙人への投票の記載方法の周知についての方法を工夫すること。
- ⑨ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑩ 視力障害者に対する便宜供与の一つとして、点字による候補者氏名票（選挙区選挙用）及び名簿届出政党等名称等票（名簿登載者氏名表）（比例代表選挙用）を作成し、送付するので、別途通知するところにより取り扱うこと。
- ⑪ 投票所には必ず時計を用意するとともに、投票所の入場口を確認し、投票所の開閉を正確に行うこと。

- ⑫ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑬ 歩行の困難な方への対策として、仮設スロープの設置等に配慮すること。（「6その他」参照）

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。

この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は、直ちに2人に達するまで当該投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。

- ② 最初に到着した選挙人の面前で、すべての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、単に入場券に頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容
と本人の申し立てることと本人そのものをよく見比べて当該選挙人本人であることを確認すること。
また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照業務が終了しないまま投票用紙を交付し
たりすることなど絶対にしないこと。
- ④ 個人情報保護の意識が高まってきており、選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、当該選挙人の
転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができない
ので、この点を本人に確かめるとともに、二重登録の可能性のある者については、事前に転出先の市
町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。
- ⑥ 補正登録すべき者があった場合は、市町村委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙の交付に当たっては、選挙区選挙と比例代表選挙とは別々に交付するとともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。

交付の際は、交付係からそれぞれ口頭で「これは、選挙区選挙の投票用紙です。投票は選挙区選挙の候補者個人の氏名を書いてください。」「これは、比例代表選挙の投票用紙です。投票は名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称か略称を書いてください。」と説明する等、選挙人が投票の記載方法を誤らないよう十分配慮すること。

- ⑧ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、点字投票と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に、選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。

この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう、投票用紙と点字シールの印字（参議院選挙区（黒字）、参議院比例代表（赤字））をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向に貼り付けること。

また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は選挙区選挙です。点字で“サンギン センキョク”と選挙の種類が表示してありますのでご確認ください。」等と説明すること。

- ⑨ 代理投票は、身体の故障又は字が読み書きできないため自書することができない者に限られること。
代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、補助者2人を本人の承諾を得て選任しなければならないこと。

カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票管理者は、不在者投票等の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて決定すること。
- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は、絶対に開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの投票録を正副2通作成し、署名すること。

また、指定在外選挙投票区における投票録は、一般のものとは様式が異なっているので注意すること。

なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙

権を失った者も含まれるので注意すること。

- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。

この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

(2) 期日前投票所における投票

期日前投票は、選挙期日当日の投票と同様に確定投票であることから、原則として選挙期日当日の投票所における手続きと同様に実施されるものであるが、当該事務の取扱いについては、次の事項に留意すること。

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の委員会が選任すること。

また、職務代理者についてはこれと異なり、当該選挙の選挙権を有する者に限られているので注意すること。

なお、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。

- ② 期日前投票所には、選挙期日当日の投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

イ 投票立会人

- ① 市町村委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。

なお、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。

- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続きの立会い等を行うことであるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が異なっているので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。

- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙とが別々になるようにするとともに、在外投票に関し、指定した期日前投票所においては、受付等の経路についても十分に検討しておくこと。

特に、今回の参議院選挙から選挙区選挙も在外投票の対象とされたことに伴い、投票用紙の交付誤りのないように注意するとともに、交付及び投票の記載の流れについて十分に検討しておくこと。

- ③ 選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に選挙区選挙の候補者氏名及び党派名並びに比例代表選挙の政党等の名称、略称及び名簿登載者の氏名を掲示すること。

- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日当日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票の開始

投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続きを行う必要があること。また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。

- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印することになること。

- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に入れて保管することも可能であること。

- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。

なお、在外投票に関し、指定した期日前投票所における期日前投票所投票録は、一般のものとは様式が異なっているので注意すること。

- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。

この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別添の「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理者

ア 開票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、参議院選挙の選挙権を有する者の中から、市町村委員会が選任すること。

この際、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任できること。

イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等、開票事務のすべてについて常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

ウ 開票管理者と職務代理者とは同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

ア 開票立会人は、選挙区選挙の候補者及び比例代表選挙の名簿届出政党等が、その市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目の午後5時までに当該市町村委員会に届け出ることになっていること。

この場合、候補者及び名簿届出政党等は、同一人を開票立会人となるべき者として届け出ることではできないので、届出の受理に当たっては十分注意すること。

イ 開票立会人は、常に選挙区選挙及び比例代表選挙についてそれぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。

この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となれないこと。

この場合の政党等の所属は、候補者の立候補届出の所属党派、あるいは名簿届出政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属党派ではない点に注意すること。

(3) 開票事務従事者

ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。

また、動きやすい衣服等（ウエア、シューズ等）を着用するよう、事前に指示しておくこと。

ウ 事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の腕章等を必ず付けること。

エ 事務従事者は、開票参観人等に疑惑を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、高さや配置等を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように配慮すること。

エ 選挙区選挙については、参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

また、比例代表選挙についても、可能な限り掲示を行うこと。

オ 開票所の照明については特に留意するとともに、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくこと。

カ 参観人は、当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、選挙区選挙及び比例代表選挙の開票立

会人がそれぞれ3人以上いること及びすべての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、まず選挙区選挙と比例代表選挙との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容がわからないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

ア 投票の処理は、選挙区選挙を先に行い、その後比例代表選挙を行うこと。

イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。

ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくとともに、比例代表選挙の投票の効力の判定方法についても、事前によく研究しておくこと。

エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。

オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。

カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者及び名簿届出政党等の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。

キ 比例代表選挙の投票の処理は、選挙区選挙の投票と混同する恐れが全くなくなった状態を確認の上、開始すること。

ク 開票管理者は、開票が終了したときは、選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該当市町村のみ）については、別途通知するところによるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 速報担当者

県への速報担当者は、投開票オンラインシステムの習熟に努めるとともに、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

(2) 速報の迅速性及び正確性の確保

速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数のものと数値の読み合わせを行うとともに、速報に関する進捗管理を徹底すること。

4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

参議院選挙における選挙人名簿の整理及び当日有権者数の報告については、「第21回参議院議員通常選挙における各種報告等について(通知)」(平成19年5月21日付第200700027493号事務局長通知)及び「第21回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理について(通知)」(平成19年6月4日付第200700026825号事務局長通知)により通知しているところであるので、期限までに所定の様式により報告すること。

(1) 選挙時登録者数については、公示日前1日の午前9時30分までに報告すること。（在外選挙人名簿登録者数は公示日の午前9時30分まで）

(2) 当日有権者数（在外含む。）については、選挙期日前1日の午前9時30分までに報告すること。

なお、今回の当日有権者数には、住所移転等により表示がなされている者も含まれるので注意すること。

5 開票録等及び確定報告書の検収

参議院選挙の開票録等の検収は7月23日に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれぞれ行う予定であること。（「第21回参議院議員通常選挙における各種報告等について(通知)」(平成19年5月21日付第200700027493号事務局長通知)）

6 その他

- (1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。

他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組みがさかんに検討、実践されているところがあるので、各市町村においても、本通知及び別途配布の「開票事務取扱要領」によるほか、他団体の先進事例の取組みをマニュアルに反映させたり、前回の参議院選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取り組みを行うこと。

- (2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう配慮すること。

- (3) 投票所、開票所はできるだけ1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難である身体障害者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。

- (4) 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては選挙人の投票のための順路について案内、誘導すること。

- (5) 身体等に障害がある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、丁寧な対応を行うこと。

- (6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。

また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が氏名表、政党等名称等掲示の記載内容の確認を容易にできるよう、できる限りの便宜を図ること。

- (16) 近く執行予定の参議院議員通常選挙において使用する諸物品の輸送計画について（通知）

第200700049374号

平成19年6月21日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

(公印省略)

参議院議員通常選挙において使用する諸物品を下記により送付しますので、担当者を派遣して受領してください。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願います。

記

- 1 送付期日（啓発物資については別途通知します。）

第1回 平成19年6月28日（木）

第2回 平成19年7月10日（火）（予定）

第3回 平成19年7月11日（水）（予定）

第4回 平成19年7月18日（水）（予定）

※ 第2回から第4回までの送付期日については、市町村別の内訳を含め、後日、日程が確定され次第別途通知します。

- 2 送付物品の種類 別紙1のとおり

- 3 送付物品の数量 別紙2のとおり

- 4 送付方法 別紙3のとおり

- 5 輸送計画 別紙4のとおり

- 6 留意点

諸物品の受け渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

(別紙1)

送付物品の種類

※数量は、別紙2

輸送区分	選挙区分	番号	送付物品の名称	比例	選挙区	備考
第1回輸送 6/28 (木)	選挙物資	1	一般投票用紙	○	○	
		2	船員用不在者投票用紙	○	○	
		3	点字用投票用紙	○	○	
		4	点字シール	○	○	
		5	不在者投票用外封筒(公印あり)	○	○	
		6	不在者投票用外封筒(公印なし)	○	○	
		7	郵便投票用外封筒(本人用)	○	○	
		8	郵便投票用外封筒(代理記載用)	○	○	
		9	不在者投票用内封筒	○	○	
		10	仮投票用封筒	○	○	
		11	不在者投票事務処理簿(一般)	○	○	
		12	不在者投票事務処理簿(在外)	○	○	
		13	不在者投票に関する調査(一般)	○	○	
		14	不在者投票に関する調査(在外)	○	○	
		15	在外投票に関する調査	○	○	
		16	期日前投票所投票録(一般)	○	○	
		17	期日前投票所投票録(在外)	○	○	
		18	不在者投票証明書用封筒	○		共用
		19	期日前投票宣誓書	○		〃
		20	不在者投票宣誓書・請求書	○		〃
		21	不在者投票証明書	○		〃
		22	選挙人名簿登録証明書交付申請書	○		〃
		23	選挙人名簿登録証明書	○		〃
		24	投票用紙送付票	○		〃
		25	投票用紙等精算書	○		〃
		26	郵便等投票用紙等請求書(本人用)	○		〃
		27	郵便等投票用紙等請求書(代理記載用)	○		〃
		28	郵便等投票証明書交付申請書(本人用)	○		〃
		29	郵便等投票証明書交付申請書(代理記載用)	○		〃
		30	郵便等投票証明書(本人)	○		〃
		31	郵便等投票証明書(代理記載)	○		〃
		32	郵便投票代理記載人関係諸届(4種)	○		〃
		33	引継書	○		〃
第2回輸送 7/10 (火)	選挙物資	1	選挙公報(選挙区)	×	○	
第3回輸送 7/11 (水)	選挙物資	1	選挙公報(比例)	○	×	
第4回輸送 7/18 (水)	投票関係諸用紙等	1	投票所投票録(一般)	○	○	
		2	投票所投票録(在外)	○	○	
		3	開票録	○	○	表紙を含む
		4	有効投票決定箋	○	○	
		5	無効投票決定箋	○	○	
		6	疑問票効力決定箋	○	○	
		7	あん分票効力決定箋	○	○	
		8	得票集計表	○	○	
		9	無効投票速報発(受)信票	○	○	
		10	政党名・名簿登載者氏名揭示(大)	○	×	
		11	政党名・名簿登載者氏名揭示(小)	○	×	
		12	点字政党等名称等票	○	×	
		13	点字候補者氏名票	×	○	

別紙2

第1回送付物品No.1

〈比例代表〉

区 分	1 一般用 投票用紙	2 船員用 不在者 投票用紙	3 点字用 投票用紙	4 点字 シール	5 不在者 投票用 外封筒 (公印有)	6 不在者 投票用 外封筒 (公印無)	7 郵便投票 用外封筒 (本人用)	8 郵便投票 用外封筒 (代理記載用)	9 不在者 投票用 内封筒	10 仮投票用 封筒	11 不在者 投票 事務 処理簿 (一般)	12 不在者 投票 事務 処理簿 (在外)	13 不在者 投票 に関する 圖書 (一般)
鳥取市	162,700	100	300	300	2,900	100	200	100	3,300	160	280	15	190
米子市	121,700		160	160	2,000		200	100	2,300	60	160	5	90
倉吉市	43,400		110	110	1,000		200	50	1,250	50	100	5	70
境港市	30,600	100	50	50	700	100	200	50	1,050	30	70	5	30
岩美町	11,500	100	10	10	230	100	30	20	380	40	50	5	50
若桜町	4,200		10	10	150		30	20	200	40	40	5	40
智頭町	7,700		10	10	140		30	20	190	30	20	5	20
八頭町	17,200		30	30	230		30	20	280	60	90	5	90
三朝町	6,700		50	50	180		30	20	230	40	40	5	40
湯梨浜町	15,400		50	50	340		30	20	390	40	40	5	40
琴浦町	17,100	100	20	20	370	100	30	20	520	50	60	5	60
北栄町	14,200		20	20	210		30	20	260	30	60	5	40
日吉津村	2,900		10	10	40		30	20	90	20	10	5	10
大山町	16,900		30	30	360		30	20	410	70	100	5	100
南郷町	3,700		20	20	170		30	20	220	30	20	5	20
伯耆町	10,800		20	20	150		30	20	200	50	60	5	60
日南町	5,700		10	10	180		30	20	230	50	70	5	70
日野町	3,900		10	10	100		30	20	150	30	30	5	30
江府町	3,500		10	10	80		30	20	130	40	50	5	50
都市計	358,400	200	620	620	6,600	200	800	300	7,900	300	610	30	380
町村計	148,400	200	310	310	2,930	200	450	300	3,880	620	740	75	720
合 計	506,800	400	930	930	9,530	400	1,250	600	11,780	920	1,350	105	1,100

〈選挙区〉

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
一般用 投票用紙	船員用 不在者 投票用紙	点字用 投票用紙	点字 シール	不在者 投票用 外封筒 (公印有)	不在者 投票用 外封筒 (公印無)	郵便 投票用 外封筒 (本人用)	郵便 投票用 外封筒 (代理記載用)	不在者 投票用 内封筒	仮投票用 封筒	不在者 投票 事務 処理簿 (一般)	不在者 投票 事務 処理簿 (在外)	不在者 投票 に関する 圖書 (一般)	不在者 投票 に関する 圖書 (在外)	在外投票 に関する 圖書
162,700	100	300	300	2,900	100	200	100	3,300	160	280	15	190	15	5
121,700		160	160	2,000		200	100	2,300	60	160	5	90	5	5
43,400		110	110	1,000		200	50	1,250	50	100	5	70	5	5
30,600	100	50	50	700	100	200	50	1,050	30	70	5	30	5	5
11,500	100	10	10	230	100	30	20	380	40	50	5	50	5	5
4,200		10	10	150		30	20	200	40	40	5	40	5	5
7,700		10	10	140		30	20	190	30	20	5	20	5	5
17,200		30	30	230		30	20	280	60	90	5	90	5	5
6,700		50	50	180		30	20	230	40	40	5	40	5	5
15,400		50	50	340		30	20	390	40	40	5	40	5	5
17,100	100	20	20	370	100	30	20	520	50	60	5	60	5	5
14,200		20	20	210		30	20	260	30	60	5	40	5	5
2,900		10	10	40		30	20	90	20	10	5	10	5	5
16,900		30	30	360		30	20	410	70	100	5	100	5	5
10,700		20	20	170		30	20	220	30	20	5	20	5	5
10,800		20	20	150		30	20	200	50	60	5	60	5	5
5,700		10	10	180		30	20	230	50	70	5	70	5	5
3,900		10	10	100		30	20	150	30	30	5	30	5	5
3,500		10	10	80		30	20	130	40	50	5	50	5	5
358,400	200	620	620	6,600	200	800	300	7,900	300	610	30	380	30	20
148,400	200	310	310	2,930	200	450	300	3,880	620	740	75	720	75	75
506,800	400	930	930	9,530	400	1,250	600	11,780	920	1,350	105	1,100	105	95

〔各選挙共通〕

不在者票 封筒	期日前 投票票	不在者票 請求書	不在者票 証明書	選挙人名 簿登録証 明書交付 申請書	選挙人 登録証 明書	投票用紙 送付票	投票用紙等 精算書	郵便投票 用紙等 請求書 (本人用)	郵便投票 用紙等 請求書 (代理記載用)	郵便投票 証明書 交付申請書 (本人用)	郵便投票 証明書 交付申請書 (代理記載用)	郵便投票 証明書 (本人用)	郵便投票 証明書 (代理記載用)	郵便 等投票 証明書 (本人用)	郵便 等投票 証明書 (代理記載用)	法第49条～ 選挙人に該 当する旨の 記載に係る 申請書
300	26,200	3,000	300	50	50	200	200	200	100	200	100	200	100	200	100	100
250	19,800	2,000	250	50	50	60	60	200	100	200	100	200	100	200	100	100
150	7,000	1,000	150	10	10	55	55	200	50	200	50	200	50	200	50	50
150	5,000	800	150	140	140	20	20	200	50	200	50	200	50	200	50	50
30	1,900	330	30	100	100	35	35	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	700	150	30	10	10	30	30	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	1,300	140	30	10	10	20	20	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	2,700	230	30	10	10	70	70	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	1,100	180	30	10	10	30	30	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	2,400	340	30	10	10	30	30	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	2,700	470	30	30	30	50	50	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	2,300	210	30	10	10	30	30	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	500	40	30	10	10	10	10	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	2,700	360	30	10	10	80	80	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	1,700	170	30	10	10	25	25	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	1,700	150	30	10	10	45	45	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	900	180	30	10	10	40	40	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	600	100	30	20	20	25	25	30	20	30	20	30	20	30	20	20
30	600	80	30	10	10	30	30	30	20	30	20	30	20	30	20	20
850	58,000	6,800	850	250	250	335	335	800	300	800	300	800	300	800	300	300
450	23,800	3,130	450	270	270	550	550	450	300	450	300	450	300	450	300	300
1,300	81,800	9,930	1,300	520	520	885	885	1,250	600	1,250	600	1,250	600	1,250	600	600

(別紙3)

送付方法

●物資輸送物の受け渡し注意事項

受け渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

1 第1回、第4回輸送

鳥取市、岩美町及び八頭郡の町の選挙管理委員会に対しては、県庁講堂で午前9時から9時30分の間に受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

2 第2回輸送(選挙公報(選挙区))

鳥取市、岩美町及び八頭郡の町の選挙管理委員会に対しては、後日決定する印刷所において別途指定する時間に受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

3 第3回輸送(選挙公報(比例代表))

倉吉市、東伯郡の町の選挙管理委員会に対しては、倉吉市役所において別途指定する時間に受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、後日決定する印刷所において別途指定する時間に受け渡しを行う。

(別紙4)

輸送日程等

(注) 下記の日程と時間に変更となることがあります。

(1) 日程

輸送の名称	輸送日	輸送方法
第1回輸送	平成19年6月28日(木)	県庁出発
第2回輸送	同上7月10日(火)	印刷所出発
第3回輸送	同上11日(水)	印刷所出発
第4回輸送	同上18日(水)	県庁出発

(2) 行 程

※経路等を変更する場合があります。

予定時間	受渡場所	受渡市町村
9:00	県庁出発 (県職員1名乗車) 印刷業者発	(トラックは、8:00県庁裏玄関着) (トラックは、8:00印刷業者着)
9:50	湯梨浜町役場	湯梨浜町
10:10	倉吉市役所	倉吉市、三朝町
10:40	北栄町役場	北栄町
11:00	琴浦町役場	琴浦町
11:30	大山町役場	大山町
12:00	日吉津村役場	日吉津村
13:30	米子市役所	米子市、境港市
14:00	伯耆町役場	南部町、伯耆町
14:30	国道181号線江尾橋	江府町
14:50	日野町役場	日南町、日野町

(17) 投票所入場券の速やかな発送等について (通知)

第200700045097号
平成19年6月21日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公印省略)

このことについて、総務省自治行政局選挙部管理課長から別添のとおり通知がありましたので、ご留意の上、
近く執行予定の第21回参議院議員通常選挙においても、適切な事務処理をお願いします。



総行管第195号
平成19年6月5日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長



投票所入場券の速やかな発送等について

投票所入場券の活用及び速やかな発送等については、「投票所入場券の活用について(平成19年5月23日付け総行管第157号)」により通知しているところですが、先般実施した統一地方選挙等に係る投票所入場券の発送状況等に関して調査した結果、別添のとおり約一割の団体が告示日より後に投票所入場券を発送していたほか、郵便局等との事前調整を行っていないことが明らかになりました。

つきましては、参議院議員通常選挙に際し、投票所入場券が選挙期日の公示日以後速やかに選挙人に交付されるよう貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対して周知徹底を図る等、万全の措置を講じられるようお願いします。

(18) 第166回通常国会の会期延長について (通知)

事務連絡

平成19年6月22日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

(公 印 省 略)

このことについて、別添写しのとおり、総務省自治行政局選挙部管理課から連絡がありました。

ついては、第21回参議院議員通常選挙は、7月12日(木)に公示され、7月29日(日)に執行される見込みですので、今後の事務処理に遺漏のないよう万全を期していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成19年6月22日

各都道府県選挙管理委員会事務局 御中

総務省自治行政局選挙部管理課

第166回通常国会の会期延長について

第166回通常国会は、本日、7月5日まで会期が延長されることが決定されましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、通常国会の会期の延長は、国会法第12条第2項により、1回を超えてはならない旨が規定されていますので、念のため申し添えます。

【参考】国会法(抄)

第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

2 会期の延長は、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回を超えてはならない。

(19) 第21回参議院議員通常選挙の執行について (依頼)

第200700032795号

平成19年6月26日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

(公 印 省 略)

このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたので、お知らせします。

第200700032795号

平成19年6月26日

各市町村長 様

各市町村教育委員会委員長 様
鳥取県各部(局)長 様
鳥取県企業局長 様
鳥取県病院局長 様
鳥取県出納局長 様
鳥取県教育委員会教育長 様
鳥取県警察本部長 様
中国財務局鳥取財務事務所長 様
近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長 様
中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 様
中国地方整備局倉吉河川国道事務所長 様
鳥取中央郵便局長 様
鳥取地方検察庁検事正 様
鳥取地方法務局長 様
西日本電信電話株式会社鳥取支店長 様
中国電力株式会社鳥取支社長 様
各放送事業者代表者 様
各交通事業者代表者 様
各金融機関代表者 様
各不在者投票管理者 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

各種選挙の執行に当たりましては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

任期満了による第21回参议院議員通常選挙は、本日の閣議をもって、下記のとおり執行する旨決定されました。

ついては、この選挙の執行に当たり、貴機関の格別の御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 選挙の期日 平成19年7月29日(日)
- 2 選挙期日の公示日 平成19年7月12日(木)

(20) 第21回参议院議員通常選挙の選挙期日に係る閣議決定について(通知)

事務連絡

平成19年6月26日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

(公印省略)

本日開催の閣議により、第21回参议院議員通常選挙は、7月12日(木)に公示され、7月29日(日)に執行されることとなりました。

したがって、選挙人名簿登録基準日及び登録日は7月11日(水)、縦覧期間は7月12日(木)1日間となります。

当初の想定より公示日、選挙期日とも7日間ずれておりますので、各種報告等については、同様に7日間ずらして期限等を読替えて対応いただくとともに、6月21日の会議でお配りした選挙期日を7月29日に想定した場合の事務処理日程表をご確認の上、今後の事務処理に遺漏のないよう万全を期していただきますようお願いいたします。

(21) 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数の報告について(通知)

事務連絡

平成19年6月26日

各市町村選挙管理委員会事務局 御中

鳥取県選挙管理委員会事務局

このことについては、平成19年5月21日付第200700027493号で通知しているところですが、

参議院議員通常選挙に係る選挙人名簿登録者数等については、下記の点に留意の上、報告時間に遅れないようにしてください。

記

1. 選挙人名簿登録者数

- (1) 報告期限は、7月11日(水)午前9時30分までであること。
- (2) 住民基本台帳担当課との連絡を必ず行い、死亡者数等を的確に把握し、後刻訂正を行うことのないようにすること。
- (3) 平成19年6月の定時登録者数として当委員会に報告した数を確認の上、報告すること。
- (4) 報告は、ファクシミリ(0857-26-8129)で行うこと。
なお、後日公文書の送付は不要であること。
- (5) 様式はA4判のままで、報告すること。

2. 在外選挙人名簿登録者数

- (1) 報告期限は、7月12日(木)午前9時30分までであること。
なお、在外選挙人名簿への登録及び抹消は委員会決定事項であるため、7月11日において登録者数が確定した段階で報告しても差し支えないこと。(7月12日から7月29日までの間は登録を行えない。)
- (2) 住民基本台帳担当課との連絡を必ず行い、死亡者数等を的確に把握し、後刻訂正を行うことのないようにすること。
- (3) 平成19年6月3日時点の登録者数として当委員会に報告した数を確認の上報告すること。
- (4) 報告すべき数は、7月12日縦覧開始時点における在外選挙人名簿への登録者数であり、縦覧に供する者の数とは異なるものであること。(7月12日に縦覧に供する者は、前回(6月3日)縦覧開始時点以後7月11日までに新規に登録した者。)
- (5) 報告は、ファクシミリ(0857-26-8129)で行うこと。
なお、後日公文書の送付は不要であること。
- (6) 様式はA4判のままで、報告すること。

(22) 選挙関係郵便物の郵送の確保について(依頼)

第200700057838号

平成19年7月3日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

(公印省略)

このことについて、別紙のとおり鳥取中央郵便局へ依頼しましたので、お知らせします。

第200700057838号

平成19年7月3日

鳥取中央郵便局長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

各種選挙の執行に当たっては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

第21回参議院議員通常選挙は、平成19年6月26日付第200700032795号でお知らせしたとおり、7月12日に公示され、7月29日に執行される予定ですが、ご承知のように選挙期間中には、投票所入場券、不在者投票関係文書等の選挙関係郵便物が短期間に大量かつ集中して郵送されることになります。

これらの郵便物は、いずれも公職選挙法その他の法令に基づき送付されるものであり、選挙の性格上、その迅速かつ確実な送付が特に要請されるものです。

については、これらの選挙関係郵便物の集配等の処理について、特に御配慮をいただきますようお願いいたします。

(23) 選挙当日選挙人名簿(在外選挙人名簿)登録者数及び有権者数の報告について(通知)

事務連絡

平成19年7月10日

各市町村選挙管理委員会事務局 御中

鳥取県選挙管理委員会事務局

このことについては、平成19年5月21日付第200700027493号で通知しているところですが、下記の点に留意の上、報告期限に遅れないようにしてください。

記

- 1 報告期限は、7月28日(土)午前9時30分であること。
- 2 住民基本台帳担当課との連絡を必ず行い、死亡者数等を的確に把握し、報告後の訂正を行うことのないようにすること。
- 3 報告はファクシミリ(0857-26-8129)で行うこと。
また、後日公文書の送付は不要であること。
- 4 選挙人名簿関係
 - (1) 選挙当日登録者数
住所移転、失権等によってその旨の表示がなされている者は含むこと。
 - (2) 選挙当日有権者数
 - ア 失権の表示がなされている者は含まないこと。
 - イ 住所移転により表示がなされている者は含むこと。(他の市町村との二重登録者も含むこと。)
 - ウ 期日前投票を行なった者のうち、選挙期日までの間に選挙権を有しなくなった者は含むこと。
 - (3) 平成19年7月11日に選挙時登録者数として当委員会に報告する数を確認の上、報告すること。
- 5 在外選挙人名簿関係
 - (1) 公示日から選挙期日までの間は、登録を行わないこととなっていること。
 - (2) 選挙当日登録者数
住民票作成、失権等によってその旨の表示がなされている者は含むこと。
 - (3) 選挙当日有権者数
 - ア 失権の表示がなされている者は含まないこと。
 - イ 住民票作成により表示がなされている者は含むこと。(選挙人名簿との二重登録者も含むこと。)
 - ウ 期日前投票を行なった者のうち、選挙期日までの間に選挙権を有しなくなった者は含むこと。
 - (4) 平成19年7月12日に縦覧時の登録者数として当委員会に報告する数を確認の上、報告すること。

(24) 参議院議員通常選挙における投票速報及び開票速報の取扱いについて(通知)

第200700058167号
平成19年7月10日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

平成19年7月29日執行予定の参議院議員通常選挙の投票速報及び開票速報については、別添の「参議院議員通常選挙・投・開票速報実施要領」により実施しますが、特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

記

- 1 一般的事項
 - (1) オンライン用端末の時計を正確な時刻に合わせておくこと。
 - (2) 入力は、必ず入力担当者以外の者との読み合わせにより行うこと。
 - (3) 送信者は、メール送信した後、県選管からの「返信メール」を確認すること。
なお、この「返信メール」は、メールが県選管へ届いたことだけを自動的に知らせるものであって、報告数値が適当である旨のものではないことに注意すること。
 - (4) 投開票連絡責任者は、県選管からの連絡用登録電話が受けれるよう常時待機体制を整えておくこと。
 - (5) 送信は、迅速かつ正確に行い、決して忘れたり遅れたりすることのないようにすること(速報事務に大きな混乱を起こすと同時に、報道機関への公表にも影響するため)。
 - (6) 無効投票についても速報をいただくこととしているので、注意すること。
- 2 投票速報
 - (1) 期日前投票及び不在者投票を含むものであるので、十分注意すること。
- 3 開票速報
 - (1) 選挙区選挙

ア 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う「確定報」と開票の中間の状況を速報する「中間報」（原則として4市のみ）の2種類があること。

イ 4市の中間報については、21時30分から30分おきに速報すること。

なお、この中間報は「開票率0」の場合でも必ず行ってください。

(2) 比例代表選挙

開票速報は、選挙区選挙と同様であること。

ただし、中間報は原則として行わないものであること。

4 無効投票速報

(1) 無効投票速報は、比例代表の開票速報（確定報）に引き続きファクシミリにより行うこと。

(2) 速報に当たっては、「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙無効投票速報発信票」及び「参議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発信票」により行うこと。

なお、速報の際は、併せて無効投票率

$$\left[\frac{\text{無効投票速報発信票「合計」}}{\text{開票速報「投票総数」}} \right] \text{ も速報すること。}$$

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

5 訂正報

(1) 訂正報告については、訂正後の数値を入力して出力したチェックリストを印刷し、訂正個所の当該数字の前に○印をつけ、訂正前の数字が入った旧チェックリストに「訂正前」と明記したものと併せて、県委員会にファクシミリ送信すること。

(2) ファクシミリ送信後、直ちに、電話により訂正速報を行う旨を連絡及び訂正理由を報告すること。

(3) 県委員会からの指示を受けた上で、メールを送信すること。

6 オンライン不通時の速報

(1) 機械の故障などオンラインによる報告ができない場合の報告は、ファクシミリにより実施すること。

※別添「参議院議員通常選挙投・開票速報実施要領」省略

(25) 参議院議員通常選挙における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて（通知）

第200700058188号

平成19年7月10日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様
米子市選挙管理委員会委員長 様
倉吉市選挙管理委員会委員長 様
境港市選挙管理委員会委員長 様
岩美町選挙管理委員会委員長 様
八頭町選挙管理委員会委員長 様
琴浦町選挙管理委員会委員長 様
大山町選挙管理委員会委員長 様
日南町選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

平成19年7月29日執行予定の参議院議員通常選挙における速報投票区の投票状況に係る速報については、別添の「参議院議員通常選挙推定投票率速報要領」により実施しますので、下記事項に御注意の上、適切に行うようよろしくお願いいたします。

記

1 投票日の9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、16時30分、17時、17時30分、18時、19時、19時30分及び20時に速報を行うこと。

2 速報時刻には、県において定時照会を行うので、速報責任者は、速報時刻の10分前現在で投票者数を確認し、電話口で待機すること。

3 報告に使用する様式(県及び市町村共通)・・・別添のとおり

※別添「参議院議員通常選挙推定投票率速報要領」省略

(26) 参議院議員通常選挙の開票録等の検収について (通知)

第 200700049264 号

平成19年7月10日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の開票録並びに投票用紙及び仮投票用封筒精算書の検収を下記により行いますので、担当係員を派遣していただきますようお願いいたします。

なお、この際、無効投票の記載内容について具体的に説明できる資料を併せて持参させていただきますようお願いいたします。

記

1 日時 平成19年7月30日 (月) 午前9時から正午

2 場所 鳥取県庁議会棟3階 第12会議室

所在地：鳥取市東町一丁目220

電話：0857-26-7058 (県選管事務局)

3 持参する書類等

(1) 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙開票録、参議院比例代表選出議員選挙開票録 (各1部)

(2) 投票用紙及び仮投票用封筒精算書

(3) 無効投票の記載内容に係る説明資料

参議院議員通常選挙投票用紙等精算書

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

区 分	受 高	使用高	残 高	書き損じ又は汚損により引き換えたもの	投票者数
一般投票用紙					
点字投票用紙					
船員投票用紙					
仮投票用封筒					

2 参議院比例代表選出議員選挙

区 分	受 高	使用高	残 高	書き損じ又は汚損により引き換えたもの	投票者数
一般投票用紙					
点字投票用紙					
船員投票用紙					
仮投票用封筒					

平成19年 月 日

選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

(27) 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における供託書の還付について (通知)

第 200700075010 号

平成19年8月31日

鳥取市西町二丁目102番地1

常 田 享 詳 様

東伯郡琴浦町大字徳万620番地23

川 上 義 博 様

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長

平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、立候補届出の際に提出された供託書を下記により還付しますので、受け取りにおいでいただきますようお願いします。

記

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県選挙管理委員会事務局 (本庁舎6階)
- 2 携行品 印章 (代理受領する場合は、代理人の印章)

(28) 第21回参議院議員通常選挙における投票用紙等の処分等について

事務連絡

平成19年8月31日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

(公印省略)

標記選挙に係る残余の投票用紙、不在者投票用封筒等及び在外投票関係物資 (いずれも未使用のもの) については、現在、各市町村選挙管理委員会において保管していただいておりますが、本日 (8月31日) をもって訴訟提起期限を経過し、選挙結果が確定しましたので、複数の職員による立会いのもと、焼却等の方法により処分していただきますようお願いします。

なお、使用済みの投開票関係書類については、当該選挙に係る参議院議員の任期間 (平成19年7月29日～平成25年7月28日)、各市町村選挙管理委員会において保存することとなることを申し添えます。

(29) 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙立候補予定者説明会交付資料一覧表

	品 目	数 量
1	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者届出書 (本人届出)	2
2	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者届出書 (推薦届出)	2
3	候補者推薦届出承諾書	2
4	宣誓書	2
5	通称認定申請書	2
6	選挙人名簿登録証明書交付申請書	4
7	選挙人名簿登録証明書	4
8	選挙事務所設置届出書	2
9	選挙事務所異動届出書	17
10	選挙事務所 (設置・異動) 承諾書	5
11	候補者推薦届出者代表者証明書	6
12	出納責任者選任届出書	2
13	出納責任者異動届出書	2
14	出納責任者 (選任・解任) 承諾書	2
15	出納責任者職務代行開始届出書	2
16	出納責任者職務代行終了届出書	2
17	個人演説会開催申出書	50
18	個人演説会開催申出の撤回申出書	10
19	開票立会人となるべき者の届出書	30
20	(開票立会人となるべきことの) 承諾書	30
21	選挙立会人となるべき者の届出書	2
22	(選挙立会人となるべきことの) 承諾書	2
23	政見放送申込書	6
24	候補者経歴書	6
25	選挙公報掲載申請書	2
26	選挙公報掲載文原稿用紙	2
27	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	5
28	自動車燃料代確認申請書	5
29	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)	5
30	選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)	5
31	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)	5
32	請求書 (選挙運動用自動車の使用)	10
33	請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)	5
34	請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、自動車借入)	5
35	請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、燃料代)	5
36	請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、運転手)	5
37	ポスター作成契約届出書	5
38	ポスター作成枚数確認申請書	5
39	ポスター作成証明書	5
40	請求書 (ポスターの作成)	5
41	請求内訳書 (ポスターの作成)	5
42	ビラ作成契約届出書	5
43	ビラ作成枚数確認申請書	5
44	ビラ作成証明書	5
45	請求書 (ビラの作成)	5
46	請求内訳書 (ビラの作成)	5
47	選挙用ビラ証紙交付申請書	5
48	選挙用ビラ届出書	5
49	通常葉書作成契約届出書	5
50	通常葉書作成枚数確認申請書	5
51	通常葉書作成証明書	5
52	請求書 (通常葉書の作成)	5

53	請求内訳書（通常葉書の作成）	5
54	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	5
55	選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書	5
56	選挙事務所用立札・看板作成証明書	5
57	請求書（選挙事務所用立札・看板の作成）	5
58	請求内訳書（選挙事務所用立札・看板の作成）	5
59	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	5
60	自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書	5
61	自動車等取付用立札・看板作成証明書	5
62	請求書（自動車等取付用立札・看板の作成）	5
63	請求内訳書（自動車等取付用立札・看板の作成）	5
64	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	5
65	個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書	5
66	個人演説会場用立札・看板作成証明書	5
67	請求書（個人演説会場用立札・看板の作成）	5
68	請求内訳書（個人演説会場用立札・看板の作成）	5
69	（報酬を支給する者の）届出書（甲）	10
70	（報酬を支給する者の）届出書（乙）	50
71	選挙運動費用収支報告書 収入（その1）	20
72	選挙運動費用収支報告書 収入（その2）	20
73	選挙運動費用収支報告書 収入（その3）	20
74	選挙運動費用収支報告書 支出（その1）	40
75	選挙運動費用収支報告書 支出（その2）	40
76	収支報告書記載上の注意事項	1
77	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（その1）	5
78	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（その2）	5
79	振込明細書に係る支出目的書	20
80	会計帳簿の様式（その1）	1
81	会計帳簿の様式（その2）	1
82	寄附金控除のための確認申請書	2
83	寄附金（税額）控除のための書類	50
84	候補者用通常葉書使用証明書（見本）	1
85	選挙運動用通常葉書差出票（見本）	1
86	新聞広告掲載証明書（見本）	1
87	新聞広告掲載承諾通知書（見本）	1
88	公職の候補者旅客運賃後払証（見本）	1
89	選挙用ビラ証紙交付票（見本）	1
90	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者の手引	1
91	出納責任者の手引き	1
92	第21回参議院議員通常選挙事務処理日程表	1
93	選挙運動用自動車等で街頭演説等を行う場合の道路交通法上の留意事項について	1
94	各種契約書の書式例	1
95	候補者届出等記載例	1
96	選挙関係規程集	1
97	ポスター掲示場数一覧表	1
98	個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表（5月1日現在）	1

(30) 参議院議員通常選挙政党等関係交付資料受領書

品 目	数 量
1 選挙事務所設置届 (名簿届出政党等用)	6
2 選挙事務所異動届 (名簿届出政党等用)	6
3 選挙事務所設置届 (候補者用)	6
4 選挙事務所異動届 (候補者用)	6
5 選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書 (比例代表)	各 2
6 開票立会人となるべき者の届出書・承諾書 (比例代表)	各 5 0
7 個人演説会開催申出書	6
8 個人演説会開催申出の撤回申出書	6

